出席議員（１８名）

１番	石森靖明　君	２番	伊東　潤　君
３番	吉田　清　君	４番	小田部峰之　君
５番	森　裕樹　君	６番	加藤　滋　君
７番	安藤義憲　君	８番	佐久間光洋　君
９番	平間幸弘　君	１０番	桜場政行　君
１１番	吉田和夫　君	１２番	秋本好則　君
１３番	大坂三男　君	１４番	佐々木裕子　君
１５番	広沢　真　君	１６番	白内恵美子　君
１７番	平間奈緒美　君	１８番	髙橋たい子　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口　茂　君
副町長	水戸英義　君
会計管理者兼 会計課長	一条敏貴　君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤栄一　君
まちづくり政策課長	沖館淳一　君
財政課長	藤原輝美幸　君
税務課長	遠藤　稔　君
町民環境課長	日置幸枝　君
健康推進課長	佐藤正人　君
福祉課長	佐藤　潤　君
子ども家庭課長	工藤昌之　君
農政課長併	熊谷英樹　君

農業委員会事務局長

商工観光課長	天野　敬　君
都市建設課長	池田清勝　君
上下水道課長	平間一行　君
危機管理監	平間信弘　君

教育委員会部局

教育長	船迫邦則　君
教育総務課長	小林威仁　君
生涯学習課長	大宮かつ子　君
スポーツ振興課長	杉本龍司　君

事務局職員出席者

議会事務局長	大山　薫
次長	高木信孝
主幹	今野裕介
主事	佐藤麻美

議　事　日　程　（第２号）

令和５年９月５日（火曜日）　午前９時３０分　開　議

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　一般質問

（３）　吉田　　清　議員

（４）　大坂三男　議員

（５）　小田部峰之　議員

（６）　秋本好則　議員

（７）　加藤　　滋　議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前９時３０分　　開　議

○議長（髙橋たい子君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（髙橋たい子君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において16番白内恵美子さん、17番平間奈緒美さんを指名いたします。

日程第２　一般質問

○議長（髙橋たい子君）　日程第２、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

３番吉田清君、質問席において質問してください。

〔３番　吉田　清君　登壇〕

○３番（吉田　清君）　おはようございます。

３番吉田清、大綱１問質問させていただきます。

児童生徒の（いじめ）自殺対策を問う。

厚生労働省が公表した2022年の児童生徒の自殺者数は514人で、統計のある1980年以来、過去最多となった。この深刻な事態を重く受け止め、社会全体で命を守る取組を急ぐ必要がある。

こうした実情を踏まえ文部科学省は、保護者らと連携して自殺予防に当たるよう全国の教育委員会などに通知を出した。年度の変わり目や長期の休み明けの８月、９月は、特に児童生徒の自殺が増加する傾向にある。コロナ禍に伴う家庭や学校生活の変化で、子どもの自殺が急増したとされる。

自殺の主な原因や動機を見ると、小学生は「家族からのしつけ・叱責」が最多で、中学生は

「学業不振」と「家庭問題」、高校生は「進路問題」の割合が高い。

また、近年ではネット上の誹謗中傷によるものも多い。次代を担う若者が未来に期待を持てず、著名人や芸能人の自殺も相次いでいる影響もあり、高止まりの状況が続いているともある。「子どものＳＯＳ」を受け止められる大人を増やすことが大事だ。

そこで、伺う。

１、本町では、子どものいじめ・自殺を防ぐためにどのような取組をしてきたのでしょうか。

２、長期休業期間が終わる時期に、子どもの自殺は多い傾向にあると言われています。夏休み期間中、先生方は子どもと会う機会はほとんどないと思われますが、何か子どもの様子を把握する取組は行いましたか。

３、タブレットやスマホを使ったネット上の誹謗中傷やいじめ、危険な書き込みなどをしている子どもはいるのでしょうか。

４、学校で子どもたちが出している「ＳＯＳ」にどのように気づくようにしているのでしょうか。

５、悩んでいる人に気づき、声をかけて話を聞いて必要な支援につなげ、そして見守る人、ゲートキーパーといいます。自殺対策においての「命の門番」とも言われている人ですが、学校としてどのように取り組んでいますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育長。

〔教育長　船迫邦則君　登壇〕

○教育長（船迫邦則君）　吉田清議員の大綱１問、いじめ・自殺対策についてお答えします。５点ございました。

１点目、これまでの取組についてです。

いじめに関しては、毎月、各学校で行っている生活アンケートや随時に行う面談などで、状況の把握を行っています。生活アンケートでいじめがあると回答があった際は、直ちに聞き取りを行い、いじめの解消につなげています。

本町では、いじめは、いつでもどこでも起こり得るものと捉え、「いじめゼロ」ではなく「いじめ見逃しゼロ」を目標に掲げ、いじめを見逃すことなく、ささいなことに対してもきめ細やかな対応を行っているところです。

また、自殺を防ぐための取組については、心の教育の一環として「命の大切さを実感できる教育」「様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育」「ＳＯＳの出し方に関する教育」「心の健康の保持に係る教育」に取り組み、命を尊重する心を育てるために、教育

活動全体を通じて実践しています。特に、「悩みに対処する方法を知り、困ったときに大人や専門機関に相談できるようになること」「周囲にいる人の気がかりな変化に気づき、大人へつなげるようになること」といった援助希求的態度を育てる「ＳＯＳの出し方」に関する教育を推進しています。

さらに、学級担任や養護教諭などを中心としたきめ細やかな健康観察や、教育相談の実施等により、児童生徒の状況を的確に把握し、状況に応じてスクールカウンセラーによる支援を行ったり、スクールソーシャルワーカーなどの協力を得て、医療機関につなげたりするなど、心の健康問題への対応を行っています。

２点目、長期休業期間中の子どもたちの様子の把握についてです。

夏休み期間中、町内巡視や必要に応じての家庭訪問を行っているほか、中学校の場合、部活動への参加の際に、生徒の様子を確認しています。

また、夏休み期間中に持ち帰らせたタブレットを活用し、担任と児童生徒が連絡を取り合えるグーグルアプリのクラスルームというアプリを使用し、メッセージのやり取りを行うなどして児童生徒の様子を把握するようにしています。また、配慮を要する子どもについては、夏休み期間の終盤に個別に担任が連絡を取り、状況を確認しながら、登校を促すなどしています。

３点目、ネット上の誹謗中傷等についてです。

令和４年度県教育委員会に報告した生徒指導月例報告では、ＳＮＳによるトラブルが小学校で３件、中学校で４件発生していますが、いずれも解消済みとなっています。令和５年度については、７月末までに小学校で１件、中学校で２件発生しており、指導及び経過観察中となっております。ＳＮＳトラブルの内容としては、ＬＩＮＥでの仲間外れ、悪口の書き込み、冷やかしなどとなっています。

４点目、子どもたちのＳＯＳの把握についてです。

毎月、各学校で行っている生活アンケートなどで状況の確認を行っていますが、子どもの心身の不調やストレス状況など見逃しやすい不適応の兆候については、担任や養護教諭が気づいた場合にも１人で対応するのではなく、チームで対応してもらっています。

また、今後の取組になりますが、不適応の兆候にいち早く気づくことができるように、グーグルフォームによるウェブアンケート「（仮称）からだとこころのお天気チェック」の作成、活用を計画しています。

アンケートの質問の一つに「何か相談したいことがあるかどうか」という項目を盛り込み、お天気マークで状況を把握するとともに、さらにこのアンケートで心配な兆候の児童生徒につ

いては、「（仮称）しばたっ子こころとからだの元気チェック」をグーグルアプリのクラスルームを活用して記入してもらい、そのチェック表をもとに教育相談を実施していくことを予定しています。

５点目、ゲートキーパー、命の門番についてです。

ゲートキーパーの機能である「悩んでいる人に気づき、声をかけて話を聞いて、必要な支援につなげ、そして見守る」、このことは、常日頃から教職員が児童生徒に対して行っており、ゲートキーパー的役割は普段から行っていると認識しています。

今後は、児童生徒の心身の健康をより維持していくために、健康推進課で実施しているゲートキーパー養成研修などを活用し、教職員の能力向上に努めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　吉田清君、再質問ありますか。どうぞ。

○３番（吉田　清君）　ご答弁ありがとうございました。町としての自殺を防ぐための様々な取組について、大変ありがとうございます。休み明けがつらい、学校に行くのがつらい、学校に行くのが苦しい、朝になると嫌だな。これは、不登校を経験したタレントの中川翔子さんが、悩んでいる子どもたちに、絶対に死んじゃ駄目だよと全国不登校新聞社と連携して、ＴｉｋＴｏｋなどの動画で先月、ライブを開催しました。

また、ＮＨＫの「チコちゃんにしかられる」皆さんもご存じかと思いますが、「高齢者を何でシルバーと呼ぶの。回答できなければぼーっと生きてんじゃねえよ」の小学館書籍版の中で、チコちゃんは50年前の敬老の日に、前国鉄、今のＪＲが高齢者の席に銀色の敷物を敷いたのが始まりでシルバーシートとなり、今は困っている人の優先席となった。しかし、子どもが悩んでいるか、外見では分からないよね。助けや配慮を必要としているか分からないよね。チコちゃんは、すてきな大人なら当然知っていますよね。知らないままにしていませんか。これは、子どもたちが安心して暮らせるために、大人が子どもたちに真摯に向き合って子どもの命を守るんですよと、投げかけております。

本町では、今までに、児童生徒の自殺者の実態はどうなっていますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　本町での児童生徒の自殺者はおりません。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○３番（吉田　清君）　今までないにしろ、全国的には増加しています。本町でも、いつ起きないとは限りません。今後起き得るおそれもあります。これは、柴田町のことではありませんが、

私の知人の娘さんで中学３年生がいます。小学６年生の夏休み後から学校に行けなくなり、卒業式には出たものの中学校では不登校になりました。いじめが原因だそうです。学校では、いじめられても気軽に担任の先生に相談できなかった。困ったことがあっても相談できず、積み重なって学校に行けなくなった。もし、そのときタブレット端末を使って、早いうちに先生に相談ができていれば、自殺未遂までには行かずに済んだのかなと、私は思うのであります。

文部科学省の通知にもありますが、まずは、学校における早期発見に向けた取組が大事だとあります。常日頃の健康観察や教育相談を通して子どもの状況を把握し、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーにつなぐことになると思いますが、子どもの状況把握の手段の一つとして、ＧＩＧＡスクール構想で整備した１人１台パソコンを利用して、健康診断や教育相談を行えるシステムの紹介や、アンケート作成のマニュアルもありました。７月に通知が来たばかりですので、すぐにこれらを実施することは難しいと理解しておりましたが、答弁の中で、夏休み中にタブレットを活用して子どもたちの様子を把握しているとありましたが、具体的にはどのような内容だったんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　先ほど答弁の中で、夏休み中、自宅に持ち帰ったタブレットを使って、先生と子どもたちのやり取りをしているということで答弁させていただきました。内容的にはある学校、小学校の高学年ですと先生が、夏休みの出来事を投稿してくださいっていうふうに投げかけて、それについて児童がどこどこに、県外に家族で出かけたよとか、あとは風邪を引いちゃったけれども、どこにも出かけられなかった、ただ２学期からの新しい学校生活はうんと楽しみにしている、そういった内容の投稿もありました。また、低学年におきましては、ミニトマトを２年生ですかね、作って家に持ち帰っていると思います。先生がミニトマトの様子を教えてくださいということで問いかけたところ、赤いトマトが７個なっていますよ、私は８個なっていますよなんていう回答をいただいた。そういった中で、先生と子どもたち、やり取りをしているという状況でございます。

○議長（髙橋たい子君）　吉田清君、再質問ありますか。どうぞ。

○３番（吉田　清君）　ネット上のトラブルについてですが、子どもがインターネットで危険な書き込みや検索を把握するために、ネットパトロールのようなことは行っていますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　ネットパトロールというか、子どもたちが使っているタブレットですけれども、フィルタリングをかけております。一般的に、子どもたちが携帯を使うとき

に親がフィルタリングをかけていると同じように、我々も子どもたちが使う端末につきましてはフィルタリングをかけて危険な言葉の検索をした場合はブロックされるというふうな仕組みになっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○３番（吉田　清君）　今、フィルタリングという言葉を聞いたんですけれども、もう少し具体的に説明と、ブロックかけたという内容、もし差し支えなければお願いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　あるキーワード、例えば暴力ですとか、アダルトだとか自殺とか、そういったもので検索した場合、当然、次の画面には進めないということになっておりますので、それを検索した子どもが管理者である教育総務課のほうに、どこの学校の誰が何時何分、どういったことで検索したという情報は入ってきます。それを基に、我々は学校のほうと連携しまして、その子どもたちの様子を注意してうかがうということになっております。ちょっと詳しいその中身の検索の案件については、控えさせていただきます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○３番（吉田　清君）　ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、自殺を防ぐためには、学校における早期発見に向けた取組が大事だと考えます。国の子どもの自殺対策緊急強化プランでは、ＧＩＧＡスクール構想で整備した１人１台パソコンを利用して、健康診断や相談を行えるシステムの紹介がありました。答弁では、アンケートの作成を計画しているとのことですが、このアンケートについて、もう少しどのような内容なのか説明をお願いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　現在作成を進めているアンケートですけれども、しばたっ子からだとこころのお天気チェックというものになります。こちらは、現在の体とか心の様子をお天気で表わしていただくという形になっております。今日の体の天気はどうですか。晴れの場合は、食欲がありよく眠れたよ。曇りの場合は、何となくちょっとだるいなと。雨の場合は、何をするにもしんどいななんていうことで、子どもたちの気分をチェックしていただくということになります。その中で、また何か相談したいことがあるかとか、誰に相談したいかなんていうことも選べるようになっていますので、そこで何か相談したいことがあれば、チェックをしていただいて今後の相談体制につなげるという形になっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○３番（吉田　清君）　分かりました。子どもがＳＯＳを出したいが、恥ずかしいとか心配をか

けたくないなどの思いから、ＳＯＳを出すことができない場合もあるのではないかと思います。子どもが安心してＳＯＳを出せるようにするために、取り組んでいることは何ですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　学校では担任の先生だけではなく、養護教諭とかほかの先生方も、常にその子どもたちの様子をうかがっておりますので、何か気になるところがあれば学校全体で、チームとして子どもたちの状況把握に努めているという状況でございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○３番（吉田　清君）　子どもたちは、直接先生に対面で相談するより、パソコンやタブレットなどを活用したほうが相談しやすいという事例が多くあります。今後、本町でもタブレット端末を活用した相談はできないんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　タブレット端末を使っての直接的な相談というのは、現在できません。ただ、先ほども答弁したとおり、今、作成中のアンケートを使って、ウェブ上でありますけれども、何か悩み事につきましては相談していただけるという形になっております。なお、あと県のほうでもＬＩＮＥを使った相談なんていうのもやっております。ＬＩＮＥで友達登録するといろいろ相談できるっていうのもありますので、そういったところも子どもたちにはちょっと周知をしていきたいなと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○３番（吉田　清君）　文部科学省のほうからは、いつまでにタブレットで相談できるようにやりなさいっていうような通知は、通達はないんですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　通知の中に、いつまでという記載はなかったと思います。積極的に取り組むという表現だったと把握しております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○３番（吉田　清君）　タブレット端末で相談ができるようになれば、本町全ての学校が一斉に始められるのか、それとも学校によってはばらばらに始まるのか。どのような計画になっているか分かればお願いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　今現在作成中のこのウェブアンケートについてですけれども、これから実施するに当たり、やっぱり各学校に今回アンケートをつくった目的なんかも周知し

なればいけませんし、その使い方、こういったこともお話しして進めることになります。一斉にやれればいいんでしょうけれども、なるべくその時期的なものは調整して同じ期間にできるようにできればいいかなというふうに、今のところ考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○３番（吉田　清君）　分かりました。保護者の家庭における見守りも、大変大事だと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　おっしゃるとおり、保護者の方の協力も必要になってきます。学校のほうでは保護者の方と常に連絡調整しまして、何か困り事があったら学校のほうに言ってくださいよということでお話ししていますし、学校のほうでも何か気になることがあれば、保護者のほうに伝えていくという状況です。常に連絡を取りながら対応している状況です。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○３番（吉田　清君）　児童生徒と保護者の間で、携帯電話使用に関するルールは、各家庭である程度決められているかなと理解していますが、ＰＴＡ総会などにおいて、このネット上のいじめ防止と対応など、必要性などの啓発っていうか、そういうのはＰＴＡ総会などではそういうことは話が出さないんですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　ＰＴＡ総会というよりは、恐らく学年別の学年懇談会などで、子どもたちの勉強の様子とか学校の生活の様子なんかを先生方がお話しする機会があると思います。そういった中で、そういった学校で取り組んでいるいじめの話ですとか、子どもたちの様子、そういったので常に家庭のほうにも協力いただいたり、学校の様子をお話ししているということになると思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○３番（吉田　清君）　ゲートキーパーですが、学校としての取組は理解しました。学校以外での、町全体としてゲートキーパーは何人いるんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　先ほど教育長の答弁でもありましたとおり、健康推進課でゲートキーパーの研修会、講座を開催しているんですが、ゲートキーパーにつきましては、免許とか資格とか必要なものではないので、実人数は把握はしておりませんが、平成23年度から、令和４年、昨年度もですけれども、健康推進課で講座を行っております。その講座を受講した方

の延べ人数になりますけれども、800人を超えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○３番（吉田　清君）　ゲートキーパーの講習などはやっているということですけれども、これは、年に何回やっているんですかね。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　年１回程度行っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○３番（吉田　清君）　ゲートキーパー講習に、学校の先生方に参加していただくということは可能なんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　ゲートキーパー養成講座につきましては、今年度も予定をしておりまして、実は課内でもいろいろ対象の方、学校の先生にも受けていただきたいねという話が出ていましたので、教育委員会のほうに投げかけてみたいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○３番（吉田　清君）　ありがとうございました。私の先輩で小学校の先生がいます。60歳過ぎても、今も学校で働いています。先生が担任だったときに、教え子が自殺したようです。お盆になると、毎年お墓参りに行っていると伺いました。ご遺体をご家族の方と抱きかかえてひつぎに入れ、火葬場でのことは一生忘れることができないと話してくださいました。厚生労働省のホームページには、誰でもゲートキーパーというパンフレットが載っています。もっと広く周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　学校の先生方にも、そういったパンフレットを周知したいと考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。

○３番（吉田　清君）　先生方の過重労働や教員不足など、様々な問題も承知しておりますが、先生が子どもに与える影響は計り知れませんので、ご苦労は多いと思いますが、よろしくお願いいたします。

　ゲートキーパーに関することですが、今年の夏の甲子園で仙台育英の準優勝はすばらしいものでした。残念ながら２連覇とはなりませんでしたが、希望と勇気と感動を与えてくれました。神奈川県の慶應義塾高校は107年ぶり２回目の優勝を果たしました。日本プロ野球歴代５位の

本塁打の実績を持つ清原和博氏の息子さんも、慶應義塾高校で15番の背番号をつけ、清原選手の名前がアナウンスされたときはすさまじい歓声があり、清原頑張れ、清原頑張れと物すごいものでした。清原和博氏は、夏の甲子園での２度の全国制覇の立て役者です。今、清原氏は、未来の甲子園出場、プロ野球を目指す子どもたちのために力になりたいと、愛知県で少年野球など、小学５、６年生を対象に約80人に教えている記事を見ました。これも立派なゲートキーパーと思うのであります。これは、愛知県大府市である行政が企画したもので、つらいことがあっても夢を持ち続け、逃げない子どもたちのためにと始めたようです。

子どもの自殺対策の司令塔として、こども家庭庁に自殺対策室を設置しています。厚生労働省や文部科学省、警察庁と連携し、子どもの自殺対策の強化に向けて取り組むとしていますが、本町でも子ども家庭課として、何か取り組んでいることはあるんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　子ども家庭課といたしましては、子どもを１人にさせないということで、町内３か所の子ども食堂に補助金を出して、子どもの居場所づくりをやったり、あと支援が必要な独り親家庭に対してヘルパーを派遣して、家事等を支援したりということの対応をしております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。

○３番（吉田　清君）　子どもがほっとできる居場所、安心できる場所はという内閣府の調査だったんですけれども、子ども家庭課長、ほっと安心できる場所はどこだと思いますか、子どもが。

○議長（髙橋たい子君）　ちょっと難しい質問ですけれども。（「じゃあ、いいです」の声あり）答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　難しい問題だと思うんですけれども、子ども家庭課としましては、児童館っていう場所は実際18歳まで来られる、自由に来館できる場所でございます。そのような場所に、何ていうのか、居場所づくりとして自由に来ていただけるっていう場所でもありますので、そのようなところを積極的にアピールしていきたいなというふうに思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○３番（吉田　清君）　子どもがほっとできる居場所、安心できる場所はどこだと思われますかとの内閣府の調査では、自宅が一番でした。反対に、安心できない場所では、地域や学校が挙げられました。理由は、気軽に相談できる場所ではないとのことです。国のいじめ防止対策推

進法第13条の中に、いじめはいじめを受けた児童などの教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に、重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると書かれていますので、引き続き、ゲートキーパーの周知をよろしくお願いいたしたいと思います。

また、義務教育の小中学校生における不登校も約24万5,000人と急増しており、対策の必要も高まっています。あわせてよろしくお願いいたします。

最後になりますが、教育長、何かあれば、一言ご指導をお願いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求め、教育長、大丈夫ですか、今の質問に対して。答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君）　この対応については大変難しいものがあると思いますけれども、私は４つのことが大事なのかなと思っております。

１つは、やっぱりいち早く対応するということ。したがって、今、定期的に行っているアンケート、それから話題にしていただいたタブレットの活用。それともう一つ、本町の特色であるいじめ見逃しゼロ運動ということを継続して進めていくということが大事かなと思っております。

このいじめ見逃しゼロ運動を進めてきたことで、今年の全国学力・学習状況調査のところに、こういう項目があるんです。いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか。この問いに対して、全国のデータよりも、町のデータは８ポイントぐらい上回っているということなんです。子どもたちもやっぱり、駄目なんだという意識を持ってくれているんだな、先生方も持つように指導してくれているんだなというのを、このデータから感じたところでございます。

また、２点目はやっぱり１人で対応するっていうんではなくて、キャッチしたらチームで対応するということが大事になってくるのかなと思っております。それから、やはり先生方の対応だけでなかなか難しいという場合もございますので、専門的な、心の問題の専門的な方々につないで、連携して取り組むということが大事なのかな。

それから４つ目は、やっぱり授業ではないかと思います。子どもたちが集中して主体的に取り組める授業づくり。これについても、本町では年間に３回、子どもたちに先生方の授業というのを評価してもらっています。これ見ると。例えば授業に主体的に取り組んでいるというところを見ますと、９校全てが８割を超えてプラスで回答してくれているんです、子どもたち。中学生も、ある意味で８割超えて、そうだよって言ってくれているんだなということを見て、驚いているんですけれども、これ昨年度の３回の結果見てもそうなんです。今年の４月のデー

タ見てもそうなんです。ですから、やっぱり先生方と子どもたちと一緒になって、子どもたちが主体的に参加できる授業づくりというのを、大切にしていかなければいけないなと感じておりますし、そういう意味で、校長会等で先生方の頑張りを認めながら、支えていき続けたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○３番（吉田　清君）　教育長、ありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（髙橋たい子君）　これにて、３番吉田清君の一般質問を終結いたします。次に、13番。

ただいまから休憩いたします。

10時20分再開といたします。

午前１０時０７分　　休　憩

午前１０時２０分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　**再開いたします。**

休憩前に引き続き一般質問を行います。

13番大坂三男君、質問席において質問してください。

〔13番　大坂三男君　登壇〕

○13番（大坂三男君）　おはようございます。大坂三男です。大綱１問質問させていただきます。

学校給食センター新築計画の進捗状況を問う。

新学校給食センター建設については、第６次柴田町総合計画の施策目標の中で、令和６年度以降の新築が明示され、総合体育館の敷地に隣接する土地の所有者と用地取得の交渉を進めていると、令和４年度12月会議で報告された。しかし、その後も地権者との売買交渉が成立したとの情報は無く、当用地の購入は難しいのではないかと懸念しています。

また、新学校給食センターの全体像もまだ明確にはなっておらず、整備基本計画の早期策定や、現在の学校給食センターの課題解決への取組も含めて、早急な対応が必要である。

そこで以下の項目について質問します。

１）交渉が進まない理由は何か。双方の提示内容にどのような開きがあるのか。

２）用地選定のタイムリミットをいつ頃までと考えているのか。

３）交渉がまとまらない場合、改めて他の候補地を選定しなければならないが、その際に、

学校給食センター建設用地としての必要条件や考慮すべきことは何か。

４）現在の学校給食センターの現状や課題について。

①アレルギー専用の調理室の設置やドライシステムの導入、その他の衛生管理上の問題などに十分に対応できているのか。

②老朽化や衛生管理などに対応するため、ここ５年間にかかった修繕費の金額はいくらか。

また、仮に新学校給食センターの建設が遅れた場合、維持管理費用が、これまで以上に増加していくと推測されるがどうか。

③主な調理機器はリース契約の機器を使用しているが、期限切れの機器の扱いはどうなるのか。

５）新学校給食センターの建設にあたり、以下の項目についての考えを問う。

①児童生徒数の減少を見据えた適正な食数は。

②食物アレルギー対応の専用調理室の設置は。

③他自治体では、食育の場として学校給食センターを利用している事例があるが、柴田町ではどうか。新学校給食センターに、食育のための設備や役割を付加する考えはないか。

６）柴田町公共施設等総合管理計画に基づく各施設の取扱い方針では、新学校給食センター整備事業に、ＰＦＩやＤＢＯ方式または民設民営を検討するとなっている。そのためには、従来方式（公設公営等）との違いを明確に把握して判断すべきと思うが、詳細に調査、検討は進んでいるのか。

７）亘理町では、令和８年度に供用を開始する新学校給食センターの建設に向け、令和５年３月に「亘理町立学校給食センター整備基本計画」を策定し、公表している。柴田町でも基本計画の策定に着手する時期に来ているのではないか。

①基本計画の策定はいつ頃に予定しているのか。

②策定にあたっては、「基本計画策定委員会」を設置して多くの町民の意見を聞く必要があると思うがどうか。また、策定方法や委員のメンバー選出の方法などについてどのように進める考えか。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。１点目から３点目まで、町長。４点目、５点目、教育長。６点目、７点目、町長。最初に、町長。

〔町長　滝口　茂君　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　では、学校給食センターで教育長と分けて答弁をさせていただきます。

まず、１点目でございます。交渉が進まない理由でございます。

現在交渉しておりますが、土地の売買について合意に至らない理由は、双方の希望する価格に開きがあるためです。相手方は、国の地価公示による路線価に基づいた金額を提示しておりますが、町では、不動産鑑定の結果による金額を提示しております。まだ交渉中ですので、提示している具体的な金額を申し上げることができないことをご理解願います。

２点目、用地選定のタイムリミットです。

学校給食センターを建設するまでには、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計が必要となります。基本構想に基づく用地の選定、造成工事、そして実施計画に基づく建設工事の着手となり、供用開始までは最低４年から５年の歳月を要します。そのため、前もって早めに道筋をつける必要がありますので、早急に基本構想の策定準備に入るとともに、用地については今年度中に、現在交渉中の土地も含め選定してまいります。

３点目、まとまらなかった場合でございます。

まず、面積については、5,000平方メートルは必要と考えております。また、立地可能な用途地域としては、準工業地域、工業地域及び工業専用地域となります。さらに、下水道をはじめとしたインフラが整備されていることや、配送車両の出入りなどが容易であることも必要な条件でございます。

○議長（髙橋たい子君）　４点目、５点目、教育長。

〔教育長　船迫邦則君　登壇〕

○教育長（船迫邦則君）　大坂三男議員の４点目、現状と課題についてお答えします。３点ございました。

１点目、アレルギー専用の調理室の設置等についてです。

現在の学校給食センターの調理スペースでは、アレルギー専用調理室の設置や調理室内の施設設備、機械器具などの改修工事等が必要となるドライシステムの導入は不可能となっています。衛生基準としては、平成21年に施行された「学校給食衛生管理基準」、また令和２年に食品衛生法などの一部を改正する法律が施行され「ＨＡＣＣＰ」に沿った衛生管理を構築し、運用していくことが制度化されましたが、これらの基準に沿うことができるように努めながら運用しております。また、保健所の立ち入り検査で、細部にわたる衛生管理などを確認していただき、指導を受けた場合には速やかに改善して対応する体制をとっております。

２点目、５年間の修繕費の金額についてです。

平成30年度に、学校給食センター修繕計画を策定し概ね修繕は完了しています。内訳は、平

成30年度に施設面、設備面合わせて26件で約289万1,000円。令和元年度は18件で約402万2,000円。令和２年度は19件で約227万7,000円。令和３年度は15件で約213万円。令和４年度は22件で約389万1,000円など、５年間で施設面、設備面合わせて100件で、約1,521万1,000円の修繕を実施しております。

今後も老朽化による施設の設備の更新や修繕が出てくるものと考えていますので、新学校給食センターの業務が開始されるまで、安全で衛生的な維持管理の確保、安心安全な給食が提供できるよう努めてまいります。

３点目、リース契約期限切れの機器の扱いについてです。

調理機器のリースは、平成26年度から29年度まで、年度ごと、７年間のリース契約を締結しています。

平成26年度からリースした蒸気回転釜や平成27年度からリースしたスチームコンベクションオーブン、平成28年度からリースした食缶・食器・器具消毒保管機などは、リース期間の７年間が経過し無償譲渡されましたので、備品として登録して現在使用しています。

なお、現在、リース期間として残っているのは、平成29年度からリースした食缶・食器・トレー洗浄機などとなっています。

次に、５点目、新学校給食センターの建設についてお答えします。３点ございました。

１点目、適正な食数についてです。

現在の学校給食センターの１日の最大食数は3,000食で、児童生徒、教職員の給食のほか、検食、保存食、試食を含めた予備の食数を調理しています。令和４年度の１日の最大食数は、2,992食で、令和５年度の１日の最大食数は2,941食を見込んでいます。昨年度と児童生徒数を比較すると、５月１日現在で82名の減となっていますが、コロナ禍が緩和されたことにより、各学校から体験入学や学年ＰＴＡ、学年親子行事などの際に、試食の申請があった場合は提供することもあり、150食と見込んでいます。適正な食数については、年度ごとに、児童生徒、教職員の増減や、試食申請数などにより変わることもありますが、現時点では、ここ数年は3,200食を想定しております。

２点目、食物アレルギー対応専用調理教室についてです。

現在、アレルギーにより給食全停止をしている児童生徒は、児童で４人、生徒はゼロとなっておりますが、アレルギーを有する児童生徒に対応する専用調理室はありませんので、保護者の方々の協力を得ながら、対応に努めております。新学校給食センター建設の際には、アレルギー専用調理室を設置する考えでおります。

３点目、食育のための設備についてです。

給食センターを食育の場として利用することは有効と考えています。近隣市町村でも、調理の流れに沿って、給食が作られる様子を見学できる見学通路や、映像体験、展示ができる多目的室の設置など、充実した食育コンテンツを体験できる給食センターが見受けられます。近年、完成した他市町村の給食センターの情報を収集しながら、柴田町に合った設備を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　６点目、７点目、町長。

〔町長　滝口　茂　君　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　６点目、給食センターの整備手法でございます。

新学校給食センター整備調査事業については、令和４年度に大河原町、白石市の学校給食センター関係職員から、建設候補地の選定やＤＢＯ方式により整備された経緯、基本計画及び基本設計、アレルギー対策などについて話を伺うことができました。

今後は、近隣の状況などを整理した上で、建設用地の確保、施設の規模、建設手法などの課題や方向性を確認するために、内部での準備委員会を立ち上げて、情報の共有を図りながら、引き続き検討してまいります。なお、補助事業について確認したところ、学校給食施設の新増築の場合は、従来方式、ＰＦＩ方式問わず、補助対象となる旨の回答をいただいております。

７点目、亘理のような基本計画の話で２つございます。一括でお答えいたします。

今後、町が行う大規模プロジェクトについては、財源の見通しが立ち次第、実施する旨を答弁してきました。お陰様で、新総合体育館の建設は、官民連携事業により、令和６年９月の完成が見込めるようになりました。図書館についても、国土交通省の都市構造再編集中支援事業の活用によって、建設の目途が立ちました。

学校給食センターについては、平成30年６月会議において、令和６年度に学校給食センター建設に向けたスケジュールを示したいと回答した経緯がありますので、今後は基礎調査から始めて、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計の策定といった手順を踏んで、建設に着手いたします。建設まで、４～５年の年月を必要としますので、早急に道筋をつけてまいります。

まずは、令和６年度に基本構想を作成したいと考えておりますので、そのために、今年度、職員による検討委員会を立ち上げ、近隣市町の事例を参考に準備を進めてまいります。大坂議員から提案があった基本計画の策定は、基本構想策定の後となりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　大坂三男君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　ご答弁ありがとうございます。給食センターの建設については、ここ一、二年、結構本議会でも話題になりまして、私も12月、去年の12月議会、それから３月には総括で取り上げております。そのほか平間議員とか小田部議員なんかも最近、この給食センターについて、建設についての質問をなされておるようでございます。

度々、繰り返し取り上げられておりますが、実感としてなかなか進展しないなというのを気になりまして、このたび、また再度質問に取り上げたわけでございますが、町長もこれは３月の施政方針でしたか、そのときもやはりこの給食センターについては、用地取得のめどが立ち次第、基本計画の策定に取り組みますと、はっきり述べておられるんですが、肝腎な土地取得について、結構始まってから時間がたつなっていう感じなんですけれども、なかなか実態が見えてこない。一体、いつになったらはっきりするんだろうなというふうに、それが一番心配で、先ほどの答弁の中では、今年中にはめどを立てたいと。

今までも１年以上もかかってやっているのに、この先、今年中にっていうのは、本当にほかを当たるにしても可能なのかどうかなって非常に心配になるんですが、本当に大丈夫なんでしょうかね。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　土地交渉、昨年の９月から合計で４回、私のほうで先方様の本社に赴いて交渉を重ねております。進まない理由としては、答弁にもありましたが、お互いの提示する土地の算定の根拠について、やはり双方ちょっと譲歩しないという、金額にどうしても開きがありまして、まず私のほうとしては、やはり議会や町民の皆様に説明できる金額でないと買えません。先方様のほうも、やはり株主だとか財源の関係もあって、やはり向こうも高く買ってほしいということがあって、ちょっと交渉が続いております。まだ、破綻したわけではございません。

そこで、今後の新たな土地、すぐにめどが立つかということですが、やはり我々の行政の仕事として、人様の財産、土地を取得するというのは非常に困難なんです。公共事業において、用地取得をしてから始めるというのが、まず一番の難関でございまして、用地取得すると何とか、財源さえあれば何とか順調に進むんですが、そういうこともありまして、町長答弁にもありました。ほかの土地も探すということですが、これも想定されるその土地の価格、またその交渉の難易度、そういったものも考えながら見つけなければなりません。非常に困難な業務であるということは、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　今の話を聞いて、なかなか大変なもんだなというのは実感として感じました。今、交渉中なのに、あまり先々のことを言うのも、ちょっとまずいかなという気持ちもあるんですが、これは私個人の提案として、もしそちらが駄目だったらあそこはどうかなって、私個人の提案として受け取って、聞いていただきたいんですけれども、今の総合体育館の隣接する土地交渉している土地のすぐ近くに、総合体育館建設用地の敷地の北側、西側っていいますか、県道沿いの水路に沿って、前側が少し空いていますよね。そこをちょっと私なりにこのぐらい、ちょっと空いているなと思って、ＧＰＳで測定、それから撮影した写真で面積を測ってみると3,900平方メートルぐらいあるので、そこをもうちょっと左右あるいは後ろ側に広げて、水路上もちょっと活用してとなると、そこそこあそこに形状を長方形にした施設等を建てれば、建設可能でないかなと思って、ひとつそこをということでご提案したいし、あとその近辺で、中名生工業団地ございます、柴田球場の。あの周辺にも、当然あそこは工業用地だと思うので空き地が結構あるみたいなので、あの辺もどうかなということもご提案したいなと思いますし、それと槻木地区にも結構工業地域なり、準工業地域があるんじゃないかなと。総合体育館とか図書館なんかは、船岡にこのたび進んでおりますので、槻木地区にも一つのそういうプロジェクトをぜひ進めてほしいなという気持ちもありまして、もし槻木地区にそういう用途があるか、ないかがちょっと私自身は、用途地域という意味では、あるいは給食センターの建設用地として適正な場所があるかどうかを、執行部として掌握されているかどうかも含めて、できれば槻木地区はどうかなという提案もしたいと思うんですけれども、３か所についてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　ご提案ありがとうございます。町のほうで、今ここだという場所は特にはないんですが、今の３か所のご提案、非常に有効だと思いますので、検討材料とさせていただきます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　重ねて伺います。槻木地区については、工業用地ありますよね。その詳しい方がいらっしゃれば、ちょっとあそこ、あそこ、あそこぐらいのちょっとご提示をお願いしたいんですが。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（天野　敬君）　ただいま槻木地域の工業用地というお話でしたけれども、商工

観光課のほうで一応把握しておりますのは、マルトモとか今、イトーチェーンさんの本社がある槻木の工業適地だと把握しております。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　再質問、どうぞ。

○13番（大坂三男君）　今、具体的な場所がちょっと明示されたんで、あの辺はちょっと地盤的に軟弱なんじゃないかなと、ちょっと今心配になりました。ほかにはどうなんですか、槻木地区でいえば、周辺部も含めて。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　槻木地区も、ほかにもそういう土地はあるかとは思いますが、町としては、とにかく急いで検討に入らせていただきます。申し訳ございません。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　現段階で、候補地としてほかの地域、全く検討もしてないということになると、やはりちょっと遅いかなという感じを受けます。早急にほかも、公表するもちろん必要はないので、今交渉中だから、めどを立てて、第１候補、第２候補、第３候補みたいな感じで、ここで公表する必要はありませんけれども、大体何か所ぐらい候補地として選定の対象として調査するというようなことを、ぜひ今日、そういうことを、町長、どうですか、お聞きしたいんですけれども。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　これまで、給食センターについては一般質問とか総括で、その都度その都度、例えば給食の数とか、それからハセップがどうの、それからアレルギー対策はどうのと、個別にやってきたので、全体的な姿っていうのはまだお示しできてないというふうに思っております。

答弁にもお答えしましたが、全体的なもの、基本構想、来年立てたいというふうに思っておりますので、その準備段階として庁内で今まで議会に答弁したことをちょっとまとめて、骨格を固めた上で、場所の選定についても、今は総合体育館の隣の土地、交渉中でありますが、なかなかまとまらないということであれば、今、ご提案のあった地区も給食センター建てる際に有効なのかどうかも含めて、来年度基本構想に盛り込んで議会に示しながら、基本計画を立てていければなというふうに思っております。とにかく全体の構想をまとめて議会で議論するためにも、今年度は内部でちょっと検討させていただいて、来年度、基本構想、大まかな基本構想を議会に示しながら集約していきたいなということが、今時点での私の考えでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問、どうぞ。

○13番（大坂三男君）　今の話ですと、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計という手順でやっていかなくちゃならないということも理解したんですが、今回質問するに当たって、周辺のいろいろ調べましたらば、まず亘理町立学校給食センター整備計画というのもでき上がっちゃって、これ予定としては、令和８年供用開始というのに対して、もうここまでできている。しかも、これ去年でしたよ、公表されたのが。

それに比べると柴田町、随分遅れているなって、こんなのんびりして大丈夫なのかという気があって、私も今回取り上げたんです。再度取り上げたんですが、大体、先ほどの教育長なんかのご答弁の中から、大体こんな構想なんだなって、こういうことを設置するとか、設備も含めて機能も含めて、そういう形でお示しいただいたので、今日の答弁のいろんな答弁の中身が、大体基本構想として、私は中身と概要というふうな感じで捉えてもいいのかなって解釈したんですけれども、基本構想っていうのは、そのうち基本設計とか実施設計とかあるいは基本計画とか、そういうところではかなり詳細に細部にわたって、決定していかなくちゃない、決めていかなきゃならないとは思うんですが、基本構想というのはある程度アバウトでいいんじゃないかなと思いますので、もう早急に基本構想というのは立てていただきたいし、大体今の感じで、基本構想ぐらいはいつ頃までやっていただけるか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　基本構想につきましては、今、お話がありましたけれども内容的にやっぱり現状と課題、またその基本方針、方向性、事業の手法であったり、あとはその事業のスケジュール、そういったものをまとめる必要があります。答弁にありましたとおり、来年度令和６年度、基本構想をつくりたいというふうに考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　基本構想を来年度やって、あと基本計画はどのぐらい、いつ頃で、基本設計、実施設計って１年ぐらいずつかかっていくとなると、間に合わなくなるんじゃないですか。今年中ぐらいにできませんか、基本構想。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　こちら、やっぱり大型プロジェクトですので、きちんと順番添ってやっていきたいと思います。ですので、来年度基本構想、そのあと、基本計画というふうに順を追って対応していきたいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか、どうぞ。

○13番（大坂三男君）　やはり、用地選定が決定しないと、この基本構想まで進めないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　やはり、その土地、用地というのは重要なポイントになります。用地の選定は複数あれば、その複数の箇所のメリット、デメリットも考えなくちゃいけませんし、あらゆる面でやはり一番ポイントになるのは、その土地になるかと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問、どうぞ。

○13番（大坂三男君）　今までの経過を考えると、用地の決定というのは、まだこの先、相当かかるんじゃないかなというふうに感じます。そうすると、今年中に本当に用地が決定できるのかどうか。ぜひ頑張ってほしいんですけれども、私の先ほどの提案も含めて、やはり所有者とかもはっきりしていない部分もあるんだろうし、そこから先またこの価格交渉となっていきますと、かなり当初の予定よりは遅れるんではないかなというふうに危惧するんですが、これを早めるためにどんな工夫をされるのか。ぜひ、お伺いしたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　土地につきましては、先ほどご説明しましたとおり、財政課長が今、体育館用地の隣の所有者の方と調整中でございます。ですので、またそちらのほう内容を進めながら、確認しながらということでございますので、まずは今、交渉中の土地を優先にというふうに考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○13番（大坂三男君）　今の交渉については、答弁の中にありましたように、価格の面で折り合いがつかないといった場合に、町側が、買手側が譲歩すれば、何とか決着つきそうだということであれば、どのぐらいの開きがあるのか分かりませんけれども、町側が譲歩するという余地は、財政的にないんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　やはり難しいと、私は判断しております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　どうしても難しいということであれば、もう早期に断念しちゃって、やはり次の候補地を早めに探すと、交渉に入ると。その辺の断念する時期の目安とか、相手がいるから、それははっきりは言えないかも分かりませんけれども、なるべく早く結論をつけるということでお願いしたいと思います。

あとちょっと先に、中身のことになりますけれども、細部の件について、今回の今日の答弁ではないんですけれども、以前の総括か誰かの質問のときに、ドライシステムについて、今はウエットシステムで、ドライシステムの機能を持たせて運用しているというようなことも説明があったんですけれども、この辺ちょっと詳しく説明願いたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　ドライシステムですけれども、このドライシステムは床に水が落ちない構造の施設設備、器具等を使用し、常に床が乾いた状態、ドライな状態で作業を行う方式、こちらがドライシステムということでございます。現在の給食センターはウエットシステムドライ運用方式ということで、床に排水溝があって、水を流すことはできるんですけれども、ドライシステムと同様に、床が乾いた状態で使用できるという床になっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　それで十分問題ないと、機能しているというふうに理解してよろしいですね。結構です。

それから。食育の関係で、いろんな給食センターの事例なんかも、ネット上で紹介されている例もありまして、食育レストランというんですか、給食センターに赴いて、子どもたちが、そこで調理するのを見学した後で、そこで食事をする。食育レストランという名称を使っている、その自治体では使ってましたけれども、食堂みたいなのがあって、そこで調理のまず段階から見学をして、そしてあとは実際食べるときは、栄養士さんなんかからいろいろ説明を受けながら食べるという施設を、給食センターに持たせて運用しているとこもあるということだったんですが、今度の新しく、給食センターを建設するに当たって、そういう考えは参考にならないかどうかお伺いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　食育の関係ですけれども、近隣の給食センターを見ますと、大きく分けて２つのやり方があります。２階に通路があって上から調理現場を見せるという方式と、あとは調理室内にモニターを設置して、それを別な会議室で移して、そこで調理の様子を見ながら、その会議室ではまたいろいろ食育の話だったり、展示をしている、そういったやり方をしているところもあるようです。どちらにするかはまだ、今後いろいろ計画の中で検討していくということになるかと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　それと、基本計画についてはまた先の話だということなんですけれども、

質問の中にも入れましたんですが、やはり策定委員会のようなものを組織して、ぜひそこには現場の方にも参加してもらうという形で提案申し上げたんですけれども、今、これについては、基本計画は先の話だからということでご答弁はなかったと思うんですが、そういう考え方についてはまだはっきりはしないにしても、そういう考えがあるかどうかも、ちょっと担当の方の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　基本計画の策定に当たり様々な意見、こちら学校給食衛生管理基準の中に、学校給食施設は、設計段階において保健所等の助言を受けるとともに、栄養教諭とか、そういった関係者の意見を多く取り入れて整備することというふうになっております。そういったこともありますので、実際つくっていく際には様々な関係者の方から意見をいただきたいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問、どうぞ。

○13番（大坂三男君）　それと建設方式について、整備方式についてＤＢＯとかＰＦＩとか、いろいろこれから検討していくよということだったんですけれども、これっていうのはやはりこの道の専門家といいますか、組織でもいいんですけれども、昨日たまたま図書館建設のほうでも、そういう組織か団体か分からないんですけれども、そちらのほうに建設に当たってのご意見を聞くと、アドバイスを受けるということで予算化されたのでちょっと、この給食センターについては、そういう専門組織なり会社なり、そういうところに依頼する。建物自体の構造とかそういうだけじゃなくて、その運用とか機能について、そういう専門集団に諮問するような考えはないかどうかもお伺いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　今後の話なんですけれども、従来方式、またＰＦＩ、ＤＢＯ方式ということで、その他の方式も含めていろいろ検討することになると思います。ただ、ＤＢＯ方式ということになれば、いろいろその業者さんに入っていただくために募集要項とか、参加企業の選定とかという形でいろいろアドバイザー的な企業に助けを求めること、求めるじゃないですね、企業に協力していただくということは、今後出てくるかと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　よく、最近はやりのプロポーザルっていうのは、提案を受けてそれを採用を受ける。それについてはある程度こちらの考えを、何ていうんでしたっけ、相手に伝えてこういう機能とかこの機能とかっていう形で、提案をしていただくという形があると思うんで

すけれども、給食センターの建設については、そういう仕組みを取る考えはありませんかということも、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　やはり大きなプロジェクトですので、様々な方向からいろんな考え方含めて、多くの方の意見をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問、どうぞ。

○13番（大坂三男君）　とにかく全体的に遅れているっていうか、遅れそうだなっていうのは、非常に今日の答弁を聞いても実感しました。ぜひ遅れることなく、一刻も早く実現していただきたいと思いますので、頑張っていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（髙橋たい子君）　これにて、13番大坂三男君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

11時15分再開といたします。

午前１１時０４分　　休　憩

午前１１時１５分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　**再開いたします。**

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

４番小田部峰之君、質問席において質問してください。

〔４番　小田部峰之君　登壇〕

○４番（小田部峰之君）　４番小田部峰之です。大綱１問質問させていただきます。

阿武急行沿線自治体の連携は。

ここのところ、全国のローカル線における再建の話が各地で盛り上がりを見せているようです。日本ビジネスプレスグループ、ＪＢｐｒｅｓｓ（株式会社日本ビジネスプレス）2023年７月27日の記事には「激変期のローカル線存続の打ち手はこの２つ」と題して、一つは欧州では基本的な経営方式の上下分離方式、もう一つが知恵を出し既存の仕組で存続するというものです。

また、令和５年７月９日、河北新報朝刊には「負担割合　沿線に波風」という記事がありました。「膨らむ財政支援に対して、実態と合わない、槻木駅で定期券利用者を全数調査し均等

割りをやめる、営業距離と利用者数の比率で負担割合を出すべき」と柴田町長が訴えたというものです。記事によると、負担割合は福島と宮城で全体の半分、宮城県側の50％が県負担、50％の半分が沿線３市町で均等割り、残りの４分の１は定期券利用者の割合での負担となっています。全体の負担割合としては、柴田町は25％、角田市が49％、丸森町が26％という割合になっているようです。そこで、町長の本意と方向性を伺います。

１）在り方検討会では、施設保有と運行事業を分ける上下分離を含めた経営方針の変更など、経営改善策を議論していると思うが、進捗状況は。

２）町民に阿武隈急行線の現状を正しく伝えていますか。

３）仙南地域全体の連携による活性化的取組は。

４）仙南２市７町で、一つの考え方は持てますか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

〔町長　滝口　茂君　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　小田部議員、阿武隈急行に関して４点ございました。

まず、１点目。

現在、「在り方検討会」では、区間別やダイヤごとの利用者状況、輸送人員、車両数による収支状況など、阿武隈急行線の現状を宮城県及び福島県沿線５市町、地域交通関係者などの関係機関と共有を図りながら、利用促進による増収策、経費削減策、運行ダイヤの合理化などを検討しております。喫緊の検討事案としては、今後の車両更新への対応であり、車両を更新するか、しないか。秋までに結論を出すことにしています。

なお、令和５年４月21日の議員全員協議会でお示ししておりますが、上下分離方式等を含めた経営体質の変更に係る検討については、今のところ、令和６年７月以降に開催する予定である第９回から第13回までの「在り方検討会」において検討することとしております。

２点目。

阿武隈急行線は第三セクターとして沿線自治体が出資しておりますが、本来、経営状況に係る分析や株主に対する説明は、あくまでも運営主体である阿武隈急行株式会社が第一義的に責任を持って行うものであると考えております。

しかしながら、会社単独では経営改善が難しいことから、現在、宮城県及び福島県沿線５市町、地域交通関係者等の関係機関で構成する「在り方検討会」において、利用促進対策や運行ダイヤの合理化など、阿武隈急行線の抜本的な経営改善について議論をしているところです。

さらに、８月29日には、宮城県と角田市、柴田町、丸森町の沿線３市町の間で、沿線住民を交えた議論の場を設け、阿武隈急行株式会社の危機的な経営状況や今後の沿線人口による運賃収入の減少、施設の老朽化による改修費等の増大の将来見通しをお示しした上で、阿武隈急行の将来の在り方についてご意見をいただくことにしました。

３点目、地域全体の活性化でございます。

阿武隈急行線の利用促進策や沿線交流の推進など、沿線自治体連携による取組については、阿武隈急行株式会社及び沿線５市町で構成する「阿武隈急行沿線開発推進協議会」の中で検討し、「あぶＱスタンプラリー」や「ラッピング電車」「謎解きトレイン」などの各種イベントを行ってきました。昨年度においては、「あぶＱウォーク」や小学生を対象にした「阿武隈急行絵画展」「ポケモンとコラボしたスタンプラリー」を開催しています。また、中高生なつ割・ふゆ割ワンコインきっぷ」や「１日フリー乗車券」「あぶＱフライデーきっぷ」などのフリー切符の販売を行い、利用促進につなげております。

４点目、仙南は１つの考え方を持てるかということでございます。

仙南２市７町の首長は、仙南は一つの考え方のもとに、仙台地域広域行政事務組合において、ごみ、消防、教育文化、滞納整理や介護認定業務を処理しています。また、広域連携として、ガーデンツーリズムやサイクルツーリズムなどによる観光振興や、休日急患当番医、仙南夜間初期急患センターの運営を行っております。

しかし、阿武隈急行株式会社と連携した観光振興については、仙南２市７町において、理解と協力は得られるものの、阿武隈急行の経営や今後の在り方についての関心度は、同じ株主でありながら、沿線自治体１市２町とその他の１市５町との間には相当の温度差があるのが実情です。仙南は一つと言った心情は共有できても、いざ実践に移すとなると、各自治体が共同歩調を取るのは難しいのが現実でございます。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　小田部峰之君、再質問ありますか。どうぞ。

○４番（小田部峰之君）　採算の合わない交通サービスを維持、発展させていくの。本当に日本においても重要な課題ということですね。全国のローカル線の７割、８割は赤字という調査結果もありますし、でもそれを採算が合わないからといって、単純に切ってしまうというのもできないという、地域の重要な足であって、また血管であってその地域にとっては重要なものだという意見もありました。

あと、河北にもう一つ面白い記事があって、涌谷町の記事なんですけれども、職員を対象に

電車通勤を呼びかける公共交通チャレンジデーというのをつくったそうなんです。第４金曜日実施と、公共交通計画に生かすということです。また、時刻表に合わせて時差出勤も認めるというものでした。これは県でつくっているワーキンググループ、ＪＲの赤字ローカル線の活性化のための対策でこの一つ、されているということですが、このような取組、柴田町ではできないものでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　涌谷町のチャレンジ、利用促進ということで第４金曜日というご紹介をいただきました。すみません。阿武隈急行の沿線沿いに、どのくらいの職員さんが住んでるのかと、ちょっと把握のほうはしてないんですけれども、かなりちょっと難しいというか、少ない数字なんでないかなというふうに、個人的には考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○４番（小田部峰之君）　少なくても、１人、２人でもやってみるという価値はあるのかなと思いますけれども、そうですね。ここまで議会に来るのに、公共交通機関使ってきている議員もいることですので、目線がちょっと変わるんではないかなということも思います。

この間、福島駅から、夕方の５時台の阿武急に乗ってみました。利用したんですけれども、乗ることになったんですけれども、満員の状態でした。高校生中心、学生中心に満員、大体梁川辺りまで来ると大体降りちゃって、県を越えるのは、私含めて４人、５人ぐらい。ちょっと寂しい、わびしいですけれども、あと丸森まで来るとぽちぽち乗ってきて、また角田でだあっと学生さんが乗ってくるということです。福島県が黒字というのもうなずける状態でした。

ですので、これが地域の足なのではないかなというふうには感じました。

答弁の中で、阿武隈急行線の将来の在り方についてご意見をいただくことにしましたということですね。これは８月29日に行われたんですが、この結果はどんな感じだったんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　８月29日に関しては、知事も交えて宮城県側の沿線の市町ですか。すみません。宮城県側の首長さん、それから宮城県知事を交えた会合のほうが、角田市のほうで行われたという新聞記事になります。

この会議が今回初めて開催されたということで、宮城県側の新聞報道にもありましたとおり、宮城県側の考え方を一本化しましょうというような目的で開設されると。そのためにはまず住民の皆様に、沿線住民の皆さんに、今の阿武隈急行の現状を知っていただく必要があると。その上でご意見をいただくというような趣旨で、今後そういう在り方についての検討する機会を、

住民の皆さんを入れた形でやっていきましょうというキックオフの会合という形になります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○４番（小田部峰之君）　柴田町では、こういう説明会とか意見を聞く機会とかは設けるおつもりはありませんか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　町のほうというか、まず最初は多分、３市町で最初は開催するという形になって、必要性があれば、各自治体で説明会というか、意見を聞く機会を設けるんではないかというふうに思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○４番（小田部峰之君）　結構、阿武急、やっぱり知らない方もいらっしゃるという感じ、使わない、利用しない方も結構いらっしゃるみたいですから、大きな金額、出しているわけですから、やっぱり皆さんの理解を得られるような形が必要なのかなというふうには思います。

　活性化的取組、いろいろ様々やってらっしゃるんですね。見てみると、丸森の舟下り、県内唯一だそうですけれども、これは結構目玉なんじゃないかなと、阿武急沿線ということですけれども、年間3,000名の利用があるということですけれども、向こうの方にお聞きしましたら、やっぱりお互いに観光資源を積極的に共有していきたいと。丸森の観光観光物産振興公社の方と、あと齋理屋敷を管理しているのが別で、ＧＭ７というところの方から積極的に共有していきたいということを、ご意見がありました。柴田町ではどのような案を打ち出していらっしゃいますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　町のほう、柴田町といたしましてはこれから曼殊沙華まつりなんかもありますし、紫陽花まつりのときなんかにも、乗車していただけるような利用促進なんかも働きかけたことがございます。また、そういった時期に合わせた阿武急ウォークなんか、そういったことで働きかけたことがございます。船岡の城址公園から柴田町と東船岡駅までの距離が長いものですから、あるものですから、なかなかそこで歩くことを苦になさらない、趣味になっていらっしゃる方ですと、東船岡からの利用、東船岡までの利用というのは見込めるんではないかなというふうに考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○４番（小田部峰之君）　東船岡から歩くとなると、結構な距離ですよね。私も１回歩いてみたんですが、あれはもうないなと。ちょっと、ちょっとないなと思いました。それで、バスです

ね、やっぱりそこからのバスを、祭りの期間だけでも出したほうがいいのかなというふうにちょっと思ったんです。巡回バス。例えば図書館、城址公園、あと太陽の村、それから戻ってくると、そういうルートです。そういうのも、少し考えてもいいのかななんて思いましたけれども、今角田で巡回バス、試験運用しているらしくて無料で出していて、スクールバスを利用しているんです。大き過ぎなくて小さ過ぎない。ちょうどいい形のかわいいバスなんですけれども、それぞれ台山公園、道の駅とかその辺回って戻ってくる30分ぐらいのコースなんですけれども、なかなかいい取組だなと思って、向こうの議員さんからもそういう話が出て、試しにやってみようということになったみたいなんですが、どうでしょう、柴田町そういう形で挑戦というのは考えられませんか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　今、循環バスの提案ということをいただきました。東船岡駅を中心に循環バスをちょっと走らせるっていうこと、今ちょっと考えてみたんですけれども、なかなかその利用される方がちょっと限定的になってしまうのかなっていうふうな部分があります。町で公共交通で前にバスが走っていた時期がありましたけれども、やはり利用者が少なくて廃止になったっていう経緯があったかと思います。今、はなみちゃんＧＯで、デマンドタクシーでそれに代わるものとして運行しているところなんですけれども、ＪＲ駅への要望という部分、ＪＲ駅までの循環バスとかそういった公共交通の手段という部分の要望だとすると、声としては少なからずあるのかなというふうに思いますが、ちょっと残念ながら東船岡という部分で町のほうに聞こえてこないっていう部分がございまして、なかなかそこまでの検討に至っていないというような状況になっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○４番（小田部峰之君）　この東船岡駅なんですけれども、とっても重要なんです、実は。サイクルトレイン、これの乗降口としてはやっぱり東船岡駅になります。槻木だと、あれ袋に入れなきゃ駄目なので、あそこでは大量に乗ってきますし、大量に降りるという現象がございます。ですので、あそこはキープレイスになるのかななんて思ってました。どうでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　今、議員おっしゃっていただいたとおり、サイクルトレインの発進する、乗る場所としては最適だというふうに、私も認識しております。輪行バッグに入れなくて電車に乗れるっていうことなので、私も１回はそういう形で利用してみたいなと思っている一人でございます。会社のほうでも、やはりその点考慮しているのか、東船岡駅の

前には自転車のサイクルラックなんかも置いてございます。その辺は重々認識してございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○４番（小田部峰之君）　東船岡駅前、やっぱりあそこがやっぱり重要かなというふうに思いました。あと最近の状況、乗客の利用状況、どうなのかなと思って阿武急さんにお尋ねしたところ、平成30年水準の七、八割程度まで回復したと。通学定期が85％前後、通勤は75％前後。それ以外は７割を切る水準にとどまっていると。驚いたのが、収入の約半分を占めるのが定期以外の収入だということです。かなりイベントなどフリー切符なんかの利用が、結構大きいのかなというふうに思いました。

このようなグラフも頂いたりしていました。平成30年ぐらいでは21万人、毎月21万人利用してたところが17万8,000人ぐらいまで回復しているということです。実際にやっぱり乗ってみると、大勢乗っていらっしゃるし、槻木でも降りますし乗りますし、非常に活発な利用されている方は大変多くいらっしゃるということを感じます。

あともう一つの観点として、ユニバーサルサービス的な考え方。通信業界でいうと山間部の一軒家とかあと離島などに同じサービスを提供するのに、全ての番号１番当たり２円ずつ集めているんですけれども、必要なこの公共ライフラインの一つ、ライフライン、電気、水道、通信などはそうやって維持している。公平性をサービスで、こういうものを維持しているということなんです。この公共交通もその中の一つに、もう入るのではないかなと。そこの生命線だと言っている方もいらっしゃいますし、こういう考えはどうでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　鉄道に関しては確かに重要な、先ほどお話の中で重要な足ということで、インフラではないかなというふうには、私どものほうでも認識してございます。山間部だったり離島だったりということの今、お話がございましたけれども、亘理、失礼しました、丸森、角田の地域性と柴田町の部分が、若干異なっているところがあるのかなというふうに思っております。柴田町ですと、どうしてもそのＪＲっていう部分にウエートが大きくなってしまいますので、阿武隈急行をお使いになっている方にも、やはりその辺の配慮が必要になってくるのかなと思うんですけれども、まずＪＲとの関連性というか、そういったところも政策を決める上では重要な材料になってまいりますので、その辺を整合性を取りながらやっていければなというふうに考えてございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○４番（小田部峰之君）　本当に大事なものだと思います。例えば廃線になった地域では、やっ

ぱりそこを利用していた学校が廃校になったり、また住民の精神的な面にも影響して、やっぱりがっくりくるっていうか、そういう影響がありますし、またその一つの地域だけにとどまらないで、やっぱりかなりの広い範囲に影響するという専門家の意見もありますので、なるべく、極力大事にしていきたいということを思います。沿線自治体協力すれば、最善の道を見つけ出せるのではないかと思いますので、今、今年、来年の６月、７月、６年の７月以降。上下分離方式等を含めた経営体体制の変更に係る検討ということですので、本当に大事な時期だと思います。本当によろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（髙橋たい子君）　これにて、４番小田部峰之君の一般質問を終結いたします。

次の質問者秋本好則君から資料の提出がありましたので、お手元に配付しております。ご確認いただきます。よろしいでしょうか。

それでは、12番秋本好則君、質問席において質問してください。

〔12番　秋本好則君　登壇〕

○12番（秋本好則君）　12番秋本です。大綱３問質問させていただきます。

１問目、根形地区の違法開発を問う。

根形地区の旧雇用職員住宅西側の森林開発について質問します。今年度６月会議の説明では、開発面積が１万平方メートルを超えているため、大河原地方振興事務所の森林振興部森林管理班が窓口になるとの説明でした。その後、現在までの推移を伺います。

１）森林法では、土砂災害の防止、水害の防止、水資源の確保、景観の維持等を目的にしています。現在の１万平方メートルの開発が、周辺住民へあるいは柴田町全域にどのような影響を及ぼすと考えますか。

２）その影響について、どのような指導が行われていますか。

３）切土の場合、森林の開発許可基準では、階段状にして法面の安全性を確保することや、滑りやすい土質の場合には、滑り止めのくい打ち、その他の工法をとるように定められていますが、現在の応急措置の場合は適用になりませんか。

４）盛土では、一層の厚さを30センチメートル以下の層にして締固めを行うことが求められていますが、現在では無作為に埋め立てています。危険防止対策はされていますか。

５）開発許可申請の前に危険防止対策が行われなければなりません。災害防止計画や作業が行われない場合、どのような対策を講じますか。

６）柴田町として、違法行為により生じた経費について、損害賠償請求はできませんか。

２問目です。阿武隈急行への対応は。

阿武隈急行線の維持について伺います。阿武隈急行の経営改善については、「阿武隈急行沿線在り方検討会」が組織され、宮城県と福島県との沿線５市町と交通政策専門家などが参加して、２年で経営改善策を取りまとめると聞いております。柴田町では、自治体としての経費負担の限界に来ていると判断を示しており、検討会議に及び腰の姿勢になっていると感じています。

確かに、今年度の１億2,700万円の負担は大変な金額です。しかし、1986年（昭和61年）の丸森線の第三セクター化に、柴田町は沿線市町の構成市町として賛成し、第三セクターの立ち上げに参加しております。また、柴田町は、県の南部を形作る構成自治体の一つであり、沿線では一番人口の多い自治体であることは否定できず、応分の責任を果たさなければなりません。そこで、それを踏まえて伺います。

１）阿武隈急行の経営難は急に出てきたことではなく、これまでの積み重ねがありました。柴田町は、沿線市町として株主として経営に参加してきましたが、これまでどのような経営改善の提案をしてきましたか。

２）新聞報道を見ると、上下分離方式や、ＢＲＴへの転換も検討されていると聞いています。しかし、また営業成績を伸ばす余地はあると思います。例えば、ＪＲ東日本の「週末パス」は阿武隈急行にも乗車できます。２日間有効ですので、阿武隈急行線の飯坂温泉日帰り切符を２日間有効にすれば、かなりの収益増にもつながると思います。また、旅行会社との連携案も考えられます。このような提案はなされていますか。

３）線路敷内に太陽光パネルを引く方式があります。線路内は枕木があり、丈夫な鉄製のレールが２本あるため、パネルの設置はほかに比べ容易であり、送電ルートも必要ありません。線路の半分に太陽光パネルを引くことができれば20万キロワットアワーの発電ができ、1,600トンのCO_2削減ができるという試算もあります。検討はされますか。

４）経費節減の一方策として、電車をやめ、ディーゼルに戻すことも有効と考えられますが、見解を伺います。

５）上下分離方式を取る場合、上の経営部門には民間の経営感覚を生かすため、公募による経営者を選定する方法もあると思います。これは京都丹後鉄道がとった方策ですが、これについての見解を求めます。

３問目です。改めて町長の理念を伺う。

民間企業は、事業の指針として、「企業理念」や「経営理念で」自己の存在理由や、実現目

的を明らかにしています。これは日々の事業をスピーディーにかつ適切な意思決定を行うために必要な事項となっています。地方自治体でも同様です。トップは自分の理念を明らかにする必要があります。

私は、令和４年度３月会議での総括質疑で、「町長の行政運営上の基本理念」を伺いました。しかし、町長からの答弁は、基本計画の総合理念の答えとなり、行政運営上の基本理念の答弁は伺えませんでした。そこで今回は、「町長自身の行政運営上の基本理念」を改めて伺います。

１）町長自身の行政運営上の基本理念は。

２）その理念の視点で地方自治を考えたとき、中央政府と地方政府の執行部と議会との関係、つまり国は議院内閣制で議員が執行部の長となり、地方では住民投票で直接選ばれる二元代表制となっていますが、これについてどのような考えをお持ちでしょうか。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁をいただく前に確認をさせていただきます。大綱１問目の（４）現地では、（４）の２行目、後ろのほう現地ではというところを、現在はお読みをしたようですが（「現地です」の声あり）現地ですね。それからもう１か所、大綱３問目真ん中辺の私はの項目なんですが、答弁は総合計画の基本理念の答えとなりとありますが、ここを基本計画の総合理念とお読みしたようですが、書いてあるとおりでよろしいですか。（「書いてあるとおりでございます」の声あり）

それでは、答弁を求めます。町長。

〔町長　滝口　茂君　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　秋本議員、大綱３点ございました。

まずは、根形地区の違法開発を問うということでございます。６点ございました。

その前に、これまでの経過について説明をさせていただきたいというふうに思っております。令和５年５月18日に、住民の通報により、農政課職員が船岡字根形地区を現地確認したところ、大規模な伐採を確認しました。しかも、林地開発許可申請又は伐採届がないことから、宮城県大河原振興事務所林業振興部へ報告し、翌日19日に、県担当者とともに立入調査をし、違反行為者に対して作業中止を指示しました。その後、令和５年６月９日付けで、宮城県大河原地方振興事務所長から違反行為者へ行政指導があり、７月14日までに始末書と復旧計画書を提出するよう指示がありました。違反行為者による始末書と復旧計画書は、７月28日付けで宮城県が収受し、本町には８月21日に復興計画書を承認した旨の通知がありました。町では、この間、関係課による対応の打ち合せや現地の状況確認を実施してきました。

今回の１ヘクタール以上の林地開発行為は宮城県の所管となることから、１点目から５点目までは、宮城県大河原町振興事務所林業振興部に確認した内容で答弁させていただきます。なお、開発行為が１ヘクタール未満の場合には規制がなく、「伐採及び伐採後の造林の届出」を町に提出する必要があります。町は、「柴田町森林整備計画」に適合していれば受理することになります。

以上、経過を踏まえまして、１点目。

森林は水害の水源の涵養や山地災害の防止等の公益的な機能の発揮があり、違法に開発され、森林の機能が失われてしまった場合には、土砂災害の危険性が高まることや、動植物の生態系の変化に影響するものと考えております。

２点目。

どのような指導が行われるかということで申し上げます。町には権限がありません。５月19日の立入調査の作業中止の指示は、必要最低限の災害防止対策として、不安定な土砂の撤去、重機による地盤の締固め実施を指導し、５月31日には濁水防止、土砂流出防止のための沈砂池の造成を指導しました。６月９日付けの宮城県大河原地方振興事務所長による行政指導での指示事項は、「土砂流出防止対策等の応急防災措置以外の開発行為の中止」「土砂の崩壊・流出の防止のため、斜面の安定を確保し、早期の緑化及び植栽による森林復旧を行うこと」とされました。また、宮城県大河原地方振興事務所長による復旧計画書承認の通知では、復旧工事の施工に伴い、下流に土砂及び濁水の流出をさせないことなど８点の指示事項がありました。

３点目。

林地開発許可の基準によりますと、一つに、切土については法面の勾配は現地に適合した安定的なものであること。土砂の切土高が10メートルを超える場合には、高さ５メートルないし10メートルごとに小段を設置することとされ、二つに、盛土については法面の勾配は切土に同じく現地に適合した安定なものであること。一層の仕上がり厚は30センチメートル以下とし、その層ごとに締固めを行うことと定められております。

９月に着工を予定している復旧工事の計画書では、違反箇所の土砂の流出を防ぐため、法面の勾配を安定勾配である１対1.8、１割８分勾配に仕上げるとされ、切土については高さ10メートルごとに小段を設置されています。盛土については重機にて１層の仕上がり、厚さ30センチメートル以下の敷き均し、20トン級の振動締め固め機を使用して転圧作業を行い、高さ５メートルごとに小段を設置し、土砂の安定と転石の防止を図る対策になっております。

５点目、６月９日付けで宮城県大河原地方振興事務所長により、違反行為者へ出された注意

書は、「宮城県林地開発許可等に関する違反行為事務取扱要領」に基づきなされている行政指導であり、開発行為の中止と、12月末日までに復旧工事を完了することを指示しています。

違反行為者がこの指示に従わない場合は、改めて警告書により指示することになっておりますが、違反の状態が改善されない場合は、県は、森林法第10条の３に基づく監督処分を行うことができるとされています。

町としては、違反行為者が県の注意書の指示に従って適切に復旧工事を施工しているか、現地状況の把握に努め、県と密接に連携しながら必要な対応を行ってまいります。

６点目、損害賠償の関係です。

６月に、庁舎雨量計で総雨量37ミリから40ミリ程度の降雨が３回あり、現地で濁水を確認しましたが、道路や側溝に堆積物が溜まることや、町有財産を破損するようなことはありませんでした。なお、今回の違反行為により、現実的に損害を受けた経費はありませんので、町からの損害賠償云々の話にはなりません。

大綱２点目、阿武隈急行の関係でございます。

小田部議員と回答がダブるかもしれませんがよろしくお願いします。５点ございました。

まず、株主としての提案です。

「阿武隈急行沿線地域公共交通協議会」では、令和元年７月に、阿武隈急行線地域公共交通網形成計画を策定し、阿武隈急行線の運行継続のための施策や利活用策に取り組んできました。柴田町としても、本協議会の構成員として阿武隈急行株式会社に対し、増収策として紫陽花まつりや曼殊沙華まつりなどと連携した「あぶＱウォーク」の開催、車内へ自転車を持ち込める「サイクルトレイン」の実施、阿武隈急行線のお花見スポットを巡る「櫻めぐり切符」などの販売を提案してきました。また、経費削減としては、「人件費の削減」や、利用状況に応じた「運行ダイヤの合理化」ディーゼルエンジンを動力とした「気動車」への転換など、独自の経営改善努力の要請を行ってきました。

しかしながら、施設の老朽化や車両更新の経費の増加に加え、度重なる自然災害による被害や、新型コロナウイルスでの客離れの影響により収益が減少し、阿武隈急行株式会社の経営は大変厳しい状況となっております。

その結果、宮城県、福島県、各沿線自治体の負担額は年々上昇し、柴田町の負担額は平成29年度の約460万円から、令和４年度には約１億2,700万円まで増えております。

２点目、阿武隈急行線の活性化事業について。

阿武隈急行株式会社及び沿線５市町で構成する「阿武隈急行線開発推進協議会」の中で、各

種割引切符や１日フリー乗車券の販売やスタンプラリー、暗号列車など、阿武隈急行線の利用促進につながるイベントを企画し、これまで実施してきております。しかしながら、イベントや企画などにより一時的に利用者を増やしたとしても、日常的な阿武隈急行線の利用促進につながらず、経営は危機的状況にあります。現在、阿武隈急行線の将来の在り方について、経営方式、上下分離方式、バス転換等による輸送モードの合理化を含め、抜本的な経営改善等について検討しているところです。

今回、秋本議員からいただいたＪＲ東日本の「週末パス」と、阿武隈急行線の「飯坂温泉日帰り切符」が１つになった割引切符の発売や、旅行会社と連携した企画については、利用促進策の一つとして「阿武隈急行沿線開発推進協議会」に提案してまいります。

３点目。

沿線沿いや、廃線跡に太陽光パネルを敷設し、鉄道電力供給設備等への電力源として利用する取組は、脱炭素へ向けた取組として注目されており、ＪＲ各社や、再生エネルギー関連企業などの実施する取組に対し、国が後押ししております。一方、線路敷地内への太陽光パネルの敷設は、平成26年に神奈川県の企業が打ち出した構想であり、実用化に向けた課題も多く、国内で路線敷地内へ太陽光パネルが設置された事例もないことから、検討したことはございません。遺憾ではありますが、ここ数年は、阿武隈急行株式会社そのものの存在が論点となっていることをご理解いただきたいと思います。

４点目。

現在の電気モーターを動力として、電車から気動車への転換の可能性については、阿武隈急行株式会社取締役会の中で、阿武隈急行株式会社に私が質問したことがございます。そのときの回答では、「車両を新たに購入する必要があること」「新たな点検設備や給油施設等の設置が必要となり、阿武隈急行株式会社や宮城県及び福島県沿線自治体にさらなる負担が生じることになる」とのことでしたので、ディーゼルエンジンを動力とした「気動車」への転換の有効性については、阿武隈急行再生支援協議会の中で検討したことはございません。

５点目。

今回の阿武隈急行線における経営体制については、小田部議員の一般質問でも答弁しましたが、今のところ、令和６年７月以降に開催を予定している第９回から第13回までの「在り方検討会」で検討することとしております。その中では、民間人の常勤役員等の起用を含め、上下分離方式やＢＲＴ方式、バス転換などによる様々な経営体制の見直しを検討していくこととしております。

大綱３点目、私の理念でございます。一度回答しておりますがなかなかご理解いただけないようなので、回答いたします。

令和４年度の行政理念ですが、令和４年度３月会議での秋本議員の総括質疑でお答えしましたように、柴田町としてのまちづくりにおける基本理念については、「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」の第４条に５つ明記してございます。この理念をもとに、第６次柴田町総合計画においては、「笑顔があふれ誇りと愛着を育む花のまち」を将来像として描きました。

その実現に向けて、今年度は、一つに「歩いて楽しい街中賑わいプロジェクト」、二つに「逃げ遅れゼロ推進プロジェクト」、三つに、「子ども・子育てケアネット構築プロジェクト」、四つに「里山を起点とした移住定住促進プロジェクト」、五つに「自治体ＤＸ戦略推進プロジェクト」に取り組んでおります。

また、私自身の行政運営の方針については、これまでも、町民や議会にお示ししたとおり、美しく元気で賑わいのある「花のまち柴田」を世界に拓き、みんなでこの魅力あふれた柴田町を誇りと愛着を持って次世代につないでいくことが、私のミッションであると述べてきました。さらに、今後の町政運営においても、常に時代の変化を読み取り、地域課題等の解決に向けて、独自の政策を考え、みんなの力を結集しながら、誠実にかつ着実に成果を上げる所存でございます。

２点目。この２点目の質問の趣旨がちょっと分からなかったので、私なりに回答させていただきます。

議院内閣制は、国会の議決により、国会議員の中から指名された内閣総理大臣が内閣を組織し、国会に対して責任を負う制度であります。一方、二元代表制の特徴は、首長、議会が共に住民を代表するところにございます。ともに住民を代表する首長と議会が、相互の抑制と均衡によってある種の緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）します。その執行を監視、または積極的な政策提案を通して政策形成の舞台となることこそが、二元代表制の本来の在り方であるとされています。

これを柴田町に当てはめれば、柴田町議会における予算や決算審査については、議員同士で何度も議論を重ねる仕組みが確立されましたし、議論を通じて出された意見や課題のうち、全会一致となった提案については、議会から町長に提出され、町長は原則として政策に反映される仕組みが定着してきております。

このように、議会においては当然、丁々発止の議論は行われるものの、議会で議決された案件は、執行部も議会も一丸となって取り組む体制となっております。柴田町では、議会での予

算、監視、決算、提言、そして執行部による実践を行った政策サイクルが機能しており、まさに二元代表制の意義を十分に体現しているものと考えております。秋本議員の質問の意図が不明確でありましたので、このような回答とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　**ただいまから休憩をいたします。**

13時10分再開といたします。

午後０時０８分　　休　憩

午後１時１０分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　**再開いたします。**

休憩前に引き続き一般質問を行います。

秋本好則君、再質問ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君）　ご回答ありがとうございます。まず最初に、私が出しました補助資料について説明させていただきたいと思います。この写真は、８月14日に私が行きまして撮ったものです。１番については、一番上の平らなところ、２番目については、下のほうから坂を登っていきまして、１番の側面を取った写真です。３番については坂を上っていったところから舘山の方向に新たな道ができていました。それで４番、５番、６番については、県のほうから指導があったという沈砂地だと思います。現在のところこのような状態になっています。

それにつきましてまず質問、重ねていきたいんですが、最初に前提といたしまして、その前提をもう１回確認したいと思います。確かに、この規模の１万平米を超えるものについては、県のほうからの担当になりますので、町のほうからは指示はできないということは、十分分かっています。ただ、柴田町の総合計画、そういったものを読んでも、安心で安全なまちづくりをするという立場があってそれを基本理念としています。ですから、これがどのように開発されて住民の安全が守られるのかということについては、柴田町としてこれを見届ける責任があると思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　先ほどの町長答弁にもありましたとおり、県と協力しながら、復旧工事を施工している現地状況の把握に努め…。

○議長（髙橋たい子君）　恐れ入ります。課長、マイクの先を自分のほうにちょっと向けていただけますか。お願いします。

○農政課長（熊谷英樹君）　失礼しました。町としましても、開発許可者である県と連携しながら、施工の状況、現地の状況の把握に努めまして、県と密接に連携しながら対応しているところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　そのために、たしか週に２回ですか、現地のほう、毎週確認されていると聞いておりますし、私も現地でお会いしたことあったんですが、ちょっと確認したいと思います。週に２回ずつ、現地を訪ねているということは間違いないですね。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　そちらは復旧状況に応じて変えておりまして、当初、６月６日から７月14日までは週の５日間、農政課と都市建設課で交代で現地を確認しております。７月14日から８月１日までは、週２回、農政課で確認しておりまして、現在は週１回、必要に応じて現地を確認しているところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君）　この違法な住宅について、開発について、私も現地の調査員っていうか、作業員に会ったものですからいろいろ聞いたんですけれども、最後までよく分からなかったことがありまして、あそこを何のためにやっているのかって目的が分からないんですけれども、何か聞いてますでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　今回の開発行為者、違反行為者の当初の目的、聞いたところ、花木等の植樹を目的にするとのことでした。クリスマスローズと桜の植栽を行い人が集まる場所になればよいとの考えで、決して太陽光発電とか行政で懸念しているような開発行為ではないと、文書でも回答もらっているところです。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　そうしますと、あそこを分譲する計画ではなかったということですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○12番（秋本好則君）　分譲等の計画については把握しておりません。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　改善命令が出ていて、その中身についても８月21日付の承認したという通知を受け取ったということで、12月末まででしたっけ。12月末日までということで、土砂の崩壊流出の防止のため、斜面の安定を確保し、早期の緑化及び植栽による森林の復旧を行うと

いうような命令が出ていると思いますが、これは現在のところ、フィーリングというか、受け取り方、対応を業者の方、どのような対応でどのような感触なのか。分かっている範囲で結構ですので、もし分かればお答えいただきたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　９月１日から復旧工事開始する予定でして、今週、天候にもよりますが、測量に入るということ。それが終わり次第、来週以降、復旧工事に入ると伺っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君）　その復旧工事のときに、ご回答にありますように、今、安定勾配になるようにということは多分30度ぐらいの勾配だと思うんですけれども、そのような勾配にするということ。それと敷きならし等をするということなんですが、この写真を見ると、ナンバー２のこの斜面について、これを30度以下の勾配に直すとなると、かなりの大工事になると思うんですが、その辺のはどのような形になっているか。もし分かれば教えていただければと思うんですが。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　復旧の方法については、町長答弁したとおりなんですけれども、最高で小段が、階段状ですね、４段になる予定になっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　その途中で、例えば、かなり急勾配になってきていますけれども、途中での土砂の流砂流出とか、そういったものは起こる。ないと考えているのか。それとも、起こるのはやむを得ないと考えているのかどうでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　県の林地開発許可基準の技術基準にのっとっての復旧指導ですので、そういった崩壊はないものと受け止めておりますし、また、植栽や草地の吹付けも行う予定でございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　植栽を含めた上で原状復帰っていうか、緑化及び植生による森林の復旧というふうに書いてあるんですが、上を分譲する予定がなくてやろうとすると、この業者の方は、多分名取の業者だと思うんですけれども、業者は、一般的に考えてですよ、一般的に考えて現状、もともとあった山林を崩して、元にしてそれを森林に原状復帰して、何かメリットあ

ると思いますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　今回は無断伐採ですので、基本的に森林に復旧を命ずるのが、県の方針でございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　それは分かるんです。原状復帰なり森林の復旧をしなさいということなんですけれども、やる業者からしてみたら、お金をかけてここまで崩して斜面にして、またお金をかけて原状に戻すということが、何かインセンティブがあるのかなと思ったので、その辺をお聞きしたんですけれども、どうでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　今回は、違反行為をして開発したことですから、これは原状に戻してもらうということの基本は変わらないはずです。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　そのとおりです。それは分かるんです。分かるんだけれども、森林法によると罰則はないですよね。例えば、これを12月末日までにやりなさいと言って、もしやらなかった場合、どういうことが起きるかって言ったら、ここに書いてあるとおり、督促をする、監督処分をするということなんですけれども、これは例えば経営者が逮捕されて刑務所に行くとか、そういう話じゃないわけでしょ。この中身について教えていただきたいと思うんですが。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　最終的に、山林の開発で行政の命令に従わない場合、森林法第10条の３に基づく監督処分となります。刑事告訴によりまして捜査機関に申告することになります。森林法第260条により３年以下の懲役または300万円以下の罰金という条項もございます。これらに最終的には処せられる可能性もあるということになります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君）　業者の立場から考えると、例えば300万円で済むんだったら、このままでほっぽっておいたほうが損失が少ないと考えられることはないですかということなんです。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　業者の方と、そこまではお話ししていませんので、内実どう考えているのかは把握できない状況です。

○議長（髙橋たい子君）　いいですか。どうぞ。

○12番（秋本好則君）　いろんなところで土砂崩れ起きてますよね、熱海で起きたのかなりの大規模なもので何人も亡くなっているんですけれども、みんな結局指導をした、指示をした、監督をしたけれども、現状のままだったという形でもう10年過ぎて、大雨のときに崩れていた。もうそういうこと、何回も繰り返されているんですね。だから、私はそれを一番心配するわけです。ですから、指導して原状復帰命令が出ました、やらないから督促をする、監督をする。だけれども、それでもやらなければ、300万円の罰金のします。だったら、300万円で済むんだったらそうするというように、業者の考え方が否定できないと思うんですよ。それを進ませる方法というのは何かお考えですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　現地で指導監督あると思いますけれども、こういったもし刑事罰が処せられたとしたら、その方、今の事業ですかね、継続することは難しくなるのではないかと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　結局、その会社が潰れて残ったのは、なんか未放置の斜面だけだったということが起きるのが、一番最悪の状況ですよね。私はそれを心配しているんですけれども、そうならない方法として、やってください、やってくださいだけでは進まない気がするんですが、その場合、どうするんですかっていうことをお聞きしているんです。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　今回の復旧計画の中には、もちろん復旧するための工事費も算出しております。それの裏づけとなる資金の調達についても、この許可行為の基準によりまして県のほうで、その証明を取っているという状況でございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　とにかく見守っていくしかないのかなと、私も思うんですけれども、ただ熱海の例を見るまでもなく、業者のほうからすれば、会社をなくしても違う会社をつくればいいとなっちゃえば、それでおしまいですから、一番困るのは、ここで言ったら柴田町の町民が一番困るわけですよね。その方々が本当に嫌な思いされないように、私は一議員として動かなくちゃいけないし、議会としても動かなくちゃいけないし、行政としてもそれに対して直接向かい合わなくちゃいけないと思うんですが、町民の方々にこのような説明で、どうなっていますという説明されてますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　５月に３件ほど、町のほうに問合せがありました。そのときは、職員が直接訪問したり、会えないときは電話で状況を説明しております。また、地元の行政区長さんのほうにも、状況を説明しております。また、８月30日付の回覧で工事の案内ということで、地元の行政区に工事が始まりますよという案内をしておりまして、問合せ先として、この開発業者の電話番号を載せておりますので、疑問があった方はそちらに電話して内容を聞くという状況になっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　今ちょっとお聞きすると、例えば疑問があった場合には業者に電話しろという内容ですか。それとも、疑問があった場合は私たちに電話くださいと、直接動けますからという話ではないんですね。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　今回の工事の案内は、開発行為者が出した文章ですので、町の連絡先は書いておりませんけれども、もちろん不安があれば、町のほうに問合せいただくことになります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　そこなんですよね。私のところにも周辺の方々から、何回か電話いただいているんです、直接。かなり周辺の方から心配されているんですよね、ほかのところの自治体の土砂崩れの様子をテレビで見ているわけですから。だから、物すごく心配するわけですよ。だから、私が言っているのは、そういう不安を持っている方々が柴田町にいるんだということです。そして、その方々に直接向かい合っている自治体は、柴田町の役場だということなんです。それに対して向かい合っているのは、私たち議員もそうですけれども、その方々に不安を与えないように、安心安全なまちづくりをしてますよという立場から考えたら、業者のペーパーを渡したからそれで済むということじゃなくて、柴田町としてはこういうことやってます。それで県がこういう命令を出しました。いつまでにやりました、やるという命令を出しています。それに従わせるようにやります、従わせなかったらこういうことをしますという、そういう情報を出していくことが、周辺の方々への安心なまちづくりにつながるんじゃないかと思うんですが、そこはどういうふうなお考えでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　現段階では、県の命令どおり、一応復旧計画書も出まして工事に入るということですので、県と連携しながら対応してまいりますが、もし何かあった場合は、県

と一緒に中間検査等も入って、現地の状況をしっかりと監督してまいりたいと考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　また同じになるんですけれども、例えば周辺の方々に、公民館なりどこかに集まっていただいて、現状説明してそしてもし何かあったら、その方に直接住民の方々に説明するという場を設けることが、そういう予定がないのか。そこをもう１回お聞きしたいんですけれども。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　法的な場合ですと、5,000平米以上の太陽光発電の設置については、住民説明会について業者が努めなければならないという規定がございますが、今回は、この開発行為ではそれらの項目の該当ないので、今のところそういった説明会は考えておりません。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　その点をやるため、一番最初に前提として、柴田町の役場としてその安全な工事だということを見届ける責任があるんじゃないかということを、私聞いたんですけれども、その責任はあると思いますか。もう１回お聞きしたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　安心安全を見守るということと、実際に安全を確保するというのは違うということをご理解いただきたいと思います。あくまで、この林地開発行為は、県の所管として許認可をやっておりますので、許認可のあるところに責任があるというのは、第一の行政の趣旨でございますので、あくまでも我々はそれと一緒にサポートしているというのが実情でございますので、もし説明会が必要であるということであれば、まずは県のほうにお話していただいて、その必要性についてまず判断を仰いでいただきたいというふうに思っております。

　今、いろいろ聞いておりまして、役場に権限のないところに質問されても、うちの担当者、一生懸命頑張って答えておりますが、まずはこういう案件を県のほうに聞かれたのかどうか。そういうことも言ってお互いにやっていかないと、全てこの見守る責任は確かにありますが、そこには権限というものがあるということもご理解いただいて、町民の方々には、そして町には、この林地開発に基づく町の責任というのは届出制ということで、あくまでも届出制というのは役場の意思が関わらない、判断が要らない法律の範囲内で行われているということをお示ししていかないと、何でもごちゃごちゃすると最終的に、あそこを開発したのは柴田町の責任だと、こういうふうに住民というのは思いがちなので、そこはきちっと分けて対策を行っていかないといけないというふうに思っております。

全部、町長に権限があるんであれば、当然権限のあるところに責任は伴いますけれども、権限がなくて中途半端に入って、最終的に放置されたのは役場のせいだというふうになりかねないので、やっぱりそこは分けて、県と協力しながらあくまでも協力しながら、状況を監視していきたいというふうに思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　私も、町がやらなくちゃいけないということは一言も言っていません。あくまで県が窓口ですという前提でお話ししたつもりなんですけれども、もしそういう捉え方されているんであれば訂正したいと思います。

それでは、ただ直接住民に向かい合っているのは、県の職員ではなくて、町の職員も直接、一番近いところにいるのは柴田町の役場だということだけは確認したいと思うんです。

それで、このナンバー３の写真なんですが、これは、５月行ったときに、見たときにはなかったと思うんですけれども、これは舘山のほうにこういう状況で道が伸びているんですが、ここ舘山に行きますと、たしか埋蔵文化財のほうのエリアに入ってくると思うんですが、その辺の捉え方はされてますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　造成部分なんですが、南北に切り崩されているような状況で、西側にこのナンバー３の部分になるんでしょうか。もともと谷の部分になるんですが、町の史跡である船岡タテ跡にかかっているような状況ではあります。現在、この谷の部分に実はその伐採した樹木ですとか、あとは造成した切土とかの廃土、出た土砂を押し入れている状況ではあります。ただ、うちの担当のほうからの話は、現段階で見込みなんですが、今回の工事によってその土地を造成したりとか切土したりっていうことは行われていないようなので、要は今回の工事によって遺構が破壊された可能性というのは、今の段階では低いのではないかという見解でございました。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　それで、私もその業者のほういたもんだから聞いたら、埋蔵文化財調査するときに木が邪魔だからどけてくれっていうふうに、町のほうから頼まれたからやってんだよなんて話があったんですけれども、そういう依頼は、まずしていないと思いますけれども、確認したいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　してございません。町の教育委員会のほうからもこの違反行

為者の方には、もうこれ以上掘削するとか作業はしないでくださいということを、７月１日ぐらいには話しておりますので、業者さんのほうが、自分たちが文化財の遺構のところに切った木とかを入れてしまったのが申し訳ないので、何とか片づけようとかというところで、言ってみれば勝手に作業してしまったところもございまして、町としてその樹木を片づけなさいというのは、町もそうですし、大河原振興事務所のほうでも話はしていないはずだと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　だと思いますけれども、建設業関係者との一人として非常にナーバスなところもあるので、ぜひ確認していただければと思います。それでナンバー４、５、６については、県のほうから指示された沈砂池だと思うんですが、こういう水たまりができていましたけれども、これで沈砂池の役目を果たしていると言えますでしょうか。そういうふうな、県のほうの意向はどうだったかお聞きしたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　昨日も大雨あったんですけれども、庁舎雨量設計で44ミリだったと思います。今朝、職員が確認したところ、側溝に土砂等がたまっている状況ではないということで、沈砂池の役割を果たしていると捉えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君）　私もこれ８月、さっき言いましたように８月14日に撮ったんですけれども、かなり水がたまっていまして、これをずっとたどっていくと、この用水路に全部入っていってかなり濁った水が流れている状況でした。ですから、これが12月末までに全てが原状復帰されれば、こういう土砂も流れなくなるのかもしれないですけれども、ちょっと私は12月末で終わらないと思っていますので、これが長期間になっていった場合に、かなりの土砂の流出があるんじゃないかあるいは各沈殿のピット、排水ピットのほうにそういう土砂がたまってくるんじゃないかと考えているんですけれども、そういったことが起きる可能性はないですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　沈砂池につきましては、８月10日に一度業者のほうでしゅんせつをしております。それで、５月31日付に県で指示した沈砂池の表面積が、45平方メートルだったんですけれども、復旧計画書によりますと、さらに大きな沈砂池となっておりまして、表面積２倍以上の126平方メートルとなっておりますので、ある程度の濁水はあそこで解決するのかと思ってますし、また３か月に１度は最低しゅんせつをすること、大雨前にもしゅんせつをするという計画ですので、その方法、町としても現地等を確認したいと考えております。、

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君）　これは、多分、そういうふうにならないっていう希望を持っているんですけれども、12月末までなかなか終わらないと。それで、どんどんどんどん延びていったときに、熱海になる可能性もあるということで、強制代執行ということも法律上認められているんですけれども、この場合の代執行をするとなったときには、それは県がやるということなんですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　開発許可権者が県ですので、もし災害が差し迫っておいて所有者、業者も撤去しないということになれば、県が行政代執行をすることになります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君）　同じ森林法によって、関係市町村の意見徴収ということも、これから出る可能性はあるんですけれども、そういった話、例えば柴田町でいけば柴田町の町長の意見を、まず県のほうは聞くっていう話になるはずなんですけれども、そういった話というものは今までは１回もなかったでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　通常の山林の開発行為であれば、事前に町に意見書が来るんですが、今回は復旧命令ですので、そういった町からの意見の提出はない状況です。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　何回も言っていますように、町のほうの権限が及ばない範囲だということは分かります。分かるんですけれども、柴田町の町民が不安を持っている状況だということもご理解いただければ、その不安を少しでも解消していくというのも、柴田町の職員や柴田町の役場の責務の一つに入るかなと思いますので、この質問させていただきました。これから、見守りっていいますが、安全性が保たれていくように見届ける必要も出てくると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

　阿武急のほうの話に進ませていただきたいと思うんですが、阿武隈急行のところに、沿線地域公共交通網計画、こういうのが出ているんですけれども、これは令和元年度につくっているやつなんですが、これに柴田町も参加されていると思うんですが、内容は、当然ご存じですよね。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　町のほうも町の総合計画とか、この当時は、町のほうの

都市計画マスタープランというのはなかったかもしれませんが、今つくってございますので、地域計画のほうにはそれは載ってくるかということで、町のほうは先ほど申し上げたとおり、総合計画との連携、整合性取るというようなことで関わってきております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　この計画の将来像というのを見ますと、先ほど、交通網計画については前期の５か年計画が終わって、これからは後期の時期の５か年計画が始まるという段階だと思うんですが、この中で交通拠点の位置づけとして槻木駅、交通相互の乗り入れ、主要交通接点だということで、槻木駅が出てきております。ＪＲの在来線のうち、仙台の乗り継ぎ拠点ということなんですが、町長からの話の中で自転車の関係するものについて出てきているんですけれども、サイクルトレインという形で、それは一つのやり方として一つの個別の魅力、阿武急の貨物、列車の魅力を増す方法としてサイクルトレインというの、かなり有効だと思うんですけれども、ここについてはどのような計画になっているのか教えていただければと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　サイクルトレイン、格好いいんですが、柴田町とＪＲとサイクルトレイン、東北支社長の企画で２度運営したことがありますけれども、残念ながら乗ってきたのは幹部の方々だけだったということです。意外とサイクルトレインって話題になりますが、継続して利用する方が少ないというのが実情でございます。

もちろん、こういうことも今までやってきましたけれども、もういろんなイベントをやってきましたが、阿武隈急行、先ほど申しましたように、柴田町の支援金500万円で長年やってきたのが、今では１億2,000万円の安全施設、車両更新、災害復旧、実はこのほかに、このほかに６億円の赤字分、負担しなければなりません。今までの負担金ですよ、１億2,000万最高１億2,000万円の緊急安全工事に、今度は別枠で赤字６億円、ずっと永遠に続けなければなりません。

それだけではないんです。阿武隈鉄橋８橋架かっております。それの耐震化工事、これはまた別にです。３段階加わるときに、どこまで税金でこの鉄道を維持するかというのを、本気になって考えないといけないというふうに思っております。

鉄道を残せ、小田部議員からいろいろありましたけれども、残すにも限度がもう来ているということでございます。ですから、どこまで利用すべきなのかと。実際に阿武隈急行に乗らないのが最大の原因です。乗らないんです。それで、赤字が膨らんできているって、そこを忘れて、私も鉄道好きですから残したいのはやまやまですけれども、やはり、町の体力ではそろそ

ろ限界があるということでございます。そこをやっぱり真剣に考えないといけない。

残せという方々ですよ。鉄道サポーター制度でもつくって、自分たちで、年間１億、１万円。出すから残してくれって、こういう発想であれば分かりますけれども、全部税金で補塡していいのかというところを、本当に真剣に考えないといけないというふうに思います。自分たちも１万円、年間出すから、残してもらいたいという考え、また考えは違います。そういうことを考えますと、これまでサイクルトレイン、やってきましたし、ワンコイン切符もやってきました。１日フリー切符もやってきました。秋本好則議員おっしゃる、ちょっと形は違いますけれども、阿武隈急行も一生懸命やってきましたけれども、残念ながらそれでももう、300万人の利用が120万人。これを埋めるというのは相当です。

ですから、気持ちは分かるんですが、具体的に支援する自治体がそこまで体力がもつか。柴田町１億2,000万円プラス何ぼか積み上がってね。それでなくても、我々子どもたちの老朽化した保育所も新しくしなきゃない。いろいろ政策順位がちょっとほかの自治体とは違うということも、やっぱり柴田の議会では議会で判断していただけないといけないと。阿武隈急行残すというほかの自治体のスタンスと、柴田町はそこを残しながら別なこともやらなければならない、その立場を今回主張していかなければならないというふうに思っております。

もう私も、平成３年から阿武隈急行に直接、間接、関わってきておりますが、残念ながら地域の人口が減ることによって、利用する方がどんどん減ってきて、最終的には今年度で資金がショートすると、簡単に言うと潰れるということです。ですからその辺も、考えていかないと。

そのときに、残すのであれば、柴田町も責任がありますので残すのであれば、やはり利用客に応じた負担割合で新たなスキーム、それはお願いしたいなと。これまでのスキームは、それは今さら　　変えられませんから。これからの赤字スキームは、やっぱり利用するところが、利用するところと負担するところの割合は同じにしてもらいたいと。それでも維持するんですねと私は各首長さん方には言っているところです。利用する客が柴田町と経費は４対１の割合です。利用者が４、柴田町は１、経費は２対１です。それを、赤字経営の分は４対１にしてちょうだいと、それであれば協力できるところは協力すると、そこまで来ているということでございますので、いろいろなこのアイデアは分かります。いろいろありますけれども、もうそのアイデア超えて経営体制をどうするか。バスにするか、それから上下分離方式にするか、残すか、この３択しかもう残されていないということで、議論をしてもらいたいというふうに思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君）　前回の前の小田部議員の質問の中で出てたように、宮城県の中で見ると、柴田町は丸森町よりも負担は低いっていう数字が出ておりましたので、角田はすごい、柴田町はこれであれば角田はもっとすごいのかなと感じております。ただ、いろんなところで赤字の鉄道のほうを調べてみますと、サイクルトレインというのはかなり有効な策だという形で、ほかの鉄道会社では出ているんですね。ですから、これをもし発達、発展させるのであれば、それに特化するような列車ということも一つ考えられるんじゃないかと思うんですよ。例えば、サイクルラック、車止めるような仕組みをつけていって、それを仙台まで往復させるような、そういう改造するんであれば、自転車を乗っける車両というのを一つサイクルとして考えることも、これも一つの特色ある地域鉄道という形になるんじゃないかと思うんですけれども、そういうことは可能でしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　仙台までサイクルラックを設置した電車を走らせるという今、ご提案というかお話をいただきました。小田部議員の際に答弁の際にもお話しさせていただきましたが、ＪＲ部分を通る際、どうしても１回自転車ばらして、輪行バッグに入れて改札口を通らなければならないっていうようなことがございますので、なかなかＪＲの線を使って自転車を運ぶというのはかなりハードルちょっと高くなってしまうのかな。なお、福島駅に関しましては、阿武隈急行が独自のホーム、改札口を持ってございますので、福島に関しては、輪行バッグに入れずに、ＪＲと同じ駅なんですけれども輪行バッグを使わずに、そのまま乗り降りができるというような状況です。ですので、東船岡駅が起点になるというような、先ほどお話をさせていただいております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　これから乗客を増やしていく一つの手段として、阿武急は阿武急としての独自の車両持っているよという一つの特色になるかと思いますので、こういったことも、もし進められるのであれば一つの手かなと考えています。

　それと先ほど言いましたその幹線交通網計画、この中で、槻木駅、あるいは東船岡駅、これを中心として、柴田町はデマンド交通をこれにリンクさせるようなプランをつくっているんですけれども、例えばこれをもうちょっと、このときはそこまで考えてなかったかもしれませんけれども、今角田のほうでも中核病院まで行くのに大変苦労していますよね。ですから、その方々の、角田のほうも踏まえた上で仙南の同じ公共自治体という形で、槻木駅あるいは東船岡駅を拠点としてデマンドというのをオープン化していって、ここから出入りする分については、

中核病院までデマンドが行けますよという形で、そういう形で考えるということも大河原町としても、そういう形であれば協力するという形に考えられないでしょうか。こういう発想というのも、今までないような発想だと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　実は、やっぱり調べて質問してもらわないといけないというふうに思っております。これまで、増収策として、先ほど回答いたしました。阿武隈川、阿武隈急行１日フリー乗車券、3,347枚売って１年間の利益200万円です。中・高生ふゆ割ワンコイン、これ3,594枚売って170万円。合計１万枚売っても、６億円の赤字は埋められない。そこまで来ているんだということです。

ですから、目先の対策、やらないよりやったほうがいいですけれども、それよりも、先ほど申しましたように、この６億円どうするのと、もう利用客で増やす。もちろん増やせるのは増やして構わないんですが、何にもやってこなかったわけではないんです。ここにだーっと資料がございます。こういう対策を取っても、残念ながら柴田町が１億2,000万円も出すような現状、ここに来ていると、これで済まないというんですね。これからも赤字分６億円。半分、宮城県３億円、１億5,000万円を県が負担して、あと１億5,000万円を２町で平均で5,000万ずつですと１億7,000万円。それに今度鉄橋、１橋５億円かかります。半分で２億5,000万円、県と、宮城県。そのうちの半分１億2,500万円は３町で積み重なって、毎年２億円、阿武隈急行、じゃ柴田町の町民何人利用しているかっていうのは正確ではありませんが、今年の３月、聞き取り調査をしました。100人以内です。100人以内であれば１人200万円ずつ払うという単純計算ですよ。そうであれば、もう別な手法も考えざるを得ないのかなと。鉄道は残したいんだけれども、この２億円、うちの町民、払っていくんですかというところまで、言葉悪いんですが、経営状況は追い詰められているということなので、先ほど言ったようにデマンド交通云々ありますけれども、残念ながら焼け石に水な状態になってきているので、逆に皆さんでこの阿武隈急行のどこまで柴田町、税金として応援できるのか。そうであれば、バスの転換ということを主張するか、その辺を議論していったほうが、私はこれから必要ではないかなというふうに、今思っているところです。

鉄道は残したい。私も鉄道のＣＤですか、集めておりますけれども、廃線になったところをね、昔通ったところを思い出しながらやってますけれども、そういう鉄道残したいという気持ちと、実際に税金を使ってどこまで応援できるかって、やっぱり別に考えざるを得ないところまで、柴田町は追い詰められているということでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　今、今ここで私が話しているのは、これからどのような形で増収策を考えるのかという話をしているつもりなんですけれども、何か値踏みの話をしているわけじゃないんですけれども、もう廃線をするということが決定されているわけじゃなくて、これから阿武急全体のこの計画を見ても、増収策を考えながらやっていこう、もうそれやる前から白旗上げて駄目ですって言ったのでは、何も始まらないと思うんです。この計画が令和元年につくった、そのときにいろんな計画をつくって回す計画っていう形もやってますよね。これを一つの道具として、これから増収策を一生懸命考えましょうって話をしているんですけれども、それをやっても無駄だという話ですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　やらないよりはやったほうがいいですけれども、６億円の赤字解消にはほとんどならないというふうに思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか、どうぞ。

○12番（秋本好則君）　そういう結論が出ているんであれば、もう誰も話乗らないと思います。これからみんなで考えていきましょう。そして、これにつられて周辺の地域たちの、もう一度考え直しをして、どこまでやれるかということも一緒に考えましょうという話だと私は思っているもんですから、増収策、あるいは、これから考えるという方法を、今言ったつもりですので、このとき、この計画の中では、柴田町は槻木駅あるいは東船岡駅を中心とした交通網をもう１回考えましょうという立場で話した、これを計画に出ているもんですから、これについてどういう形でなっているのか、お話を伺いたいと思いました。

　ただ、これがもうやっても無駄だという話であるならば、何をかいわんやで、何を言ってもこれはもう無駄という話だと思いますんで、これで引き上げたいと思います。

　第３問目に移らせていただきます。町長のほうからの提案が、提案というか、お答えがあったんですけれども、また何か理念、なかなか理解していただけないかと思うんですけれども、私がお話を聞いているのは、プリンシパルっていう白洲さん、白洲次郎さんが言っていたような一番大事なバックボーンといいますか、そういうことだと思いまして、町長が今言われていろんな形が出ましたけれども、それは一つのビジョンだと思うんです。ビジョンのモットーだと思うんですけれども、ちょっとその辺が違うんですが、例えば、町長の今の言葉の中で、花のまち柴田を世界に開いていって、その魅力あふれた柴田町に誇りと愛着を持って次世代に引き継いでいくっていうふうに、これが方針、運営方針だという行政運営の方針だという話をし

ているんであれば、これがミッションでもってこれが理念、例えば引き継ぐということが一つの理念というふうに、私は取れるんですけれども、そういう意味ではないんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　理念って、秋本好則議員がおっしゃる理念と、私が回答している理念が合わないので、多分聞いているほうも分からないんではないかなというふうに思います。

　セブンイレブンのよく企業の例に出しますので、企業ってどういう理念つくってやっているのかなと思って、一番身近なセブンイレブンの企業理念というのをちょっと見てみました。理念、明日の笑顔をともにつくる。何か柴田町と似ているなというふうに思いました。それからミッション、次の便利な扉を開き、世界に豊かな暮らしを実現する。これも一部似ているなと。ビジョン、価値ある商品サービスを通じて、健康な社会を実現する、柴田町もやっているなと。それから地域とともに生きる社会実現する、これも柴田町もやっていると。環境に配慮した循環型社会を実現する。今、まさに柴田町がやっていると。多様な人材が活躍し、幸せの社会を実現する。これも同じだなということなので、企業のミッションも役所のビジョンも、やっぱり人それぞれ表現は違いますけれども、やっぱり自分の町に住んでいれば誇りを持ちたいと。それはみんなに知ってもらいたい。そして、次の世代にやっぱり誇りと愛着を持って、次の世代に引き継いでいきたいというのは、一人一人違いますけれども、根本に流れている柴田の住民の考え方ではないかなというふうに思っております。柴田町は桜というのがありますからね。それも花の一種なんですけれども、そういった意味でこの理念というのが、逆に秋本議員の理念を教えてもらったほうが分かりやすいかなというふうに思うんですけれども。

　ですから、その理念というのは、企業、企業ごとに全て違いますし、役所も違いますし、でも、根本的に流れているのは、やっぱり自分の住んでいる社会をみんなでよくして、みんなで次の世代に引き継いでいきたいと、そしてやっぱり柴田は桜なので桜を中心に、やっぱり世界に誇る柴田町のシンボルを、次の世代に引き継ぐという理念、それを実現するためのミッション、ビジョン。これを第６次総合基本計画に載せて今進めているところでございます。ですから、美しく元気でにぎわいをつくるって、簡単なこのキャッチフレーズ。これ大分浸透して、浸透し過ぎて怒られている面もありますけれども、花にばっかり力を入れてと怒られている部分ありますけれども、分かりやすくも伝えているんではないかなというふうに思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　町長の答弁の中身を見ると、いろいろ書いてあるんですけれども、これを私なりに分析すると、例えば、理念を基にしている、笑顔あふれ愛着を生む花のまち、これ

を将来像として書いたということであれば、これがビジョンだと思うんです。そしてその下にあるこれを実現するために、ずっとこう書いてあるんですが、これが一つのミッションだと。そして、これをなぜこの、笑顔あふれ愛着を育む花のまちづくり、これを出てきたかといったら、町長いみじくもこの後で言っているように、柴田町のよさを示してそれを次世代に引き継ぐというふうに書いてあるんです。これが町長の行政理念じゃないかと思うんですが、違いますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　私の理念と、柴田町の理念というのは似ておりますけれども、柴田町としての理念は、この条例にきちっと理念はうたってありますので、これに基づいて柴田町はまちづくりを進めていくということでございます。それを進めていく中で私の考えも、柴田町の将来に向けて、いろんな政策の切り口はありますけれども、その切り口の中からテーマを決めたのが、先ほど言ったように、花のまち柴田を中心に世界に開かれた、そしてこの魅力を次の世代に引き継いでいくと、それを理念に掲げて具体的なプロジェクトを推進しているということでございます。

　ちなみに、まちづくりの基本理念、これ秋本議員にも関わってつくっていただいたと思うんですよね。住民が安全に安心して暮らせるまちづくり。私のプロジェクトに載っております。住民の一人一人が個人として尊重され、住民の思い及び活動が生かされるまちづくり、先人が築いた文化伝承、伝統等大切にし、地域の個性を生かしたまちづくり、多様な団体及び個人が交流または連携し、住民がお互い助け合う思いやりのあるまちづくり、住民であることの誇り及び町のよさを子どもたちに引き継ぐまちづくり。これ、みんなで考えて、みんなで条例化しているわけですから、これと違ったことを言ったのでは、理念が違うというふうに言われますけれども、私、これと同じような政策を、具体的にプロジェクトに落として推進しておりますので、そんなに理念が違うなんていう、そんなに違わないなというふうに、今思っているところです。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君）　住民自治によるまちづくり基本条例をつくった本人とすれば、それはあくまでまちづくりの理念であって、私今回聞いたのは、町長個人の理念は何ですか。行政理念は何ですかという、そこをお尋ねしたつもりです。

　ですから、私なりに町長の答弁書を見て、先ほど言ったように、誇りと愛着を持って次世代に引き継ぐというのが、町長個人としての理念かなと思ったもんですから、それを確認してみ

たいと思います。

これ、なぜ大事かといいますと、どういう方向に行っているかって一つの方針になるんです。ですから、新たな新しい誇りを持った愛着を持った次世代に柴田町を引き継ぐっていうところに、どういう町なんだっていったところに、安心安全なまちづくりの町というのが出てくる。そうすると先ほど言いましたように、先ほど開発計画、あれだって理念を持って対処するということに全て、それを引き継ぎ、それで一言で全部言えちゃうんですよね。そういうことでやろうとしたら、その理念というの大事だということで、改めて質問させていただいたわけです。でも、今日町長さんの、町長の答弁書から見て、私なりに理解できたところありましたので、これで、私の質問、終わりとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（髙橋たい子君）　これにて、12番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

ただいまから、休憩いたします。

14時15分再開といたします。

午後２時０２分　　休　憩

午後２時１５分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　**再開いたします。**

休憩前に引き続き一般質問を行います。

６番加藤滋君、質問席において質問してください。

〔６番　加藤　滋君　登壇〕

○６番（加藤　滋君）　６番加藤滋です。大綱１問質問させていただきます。

健康１カ月チャレンジの取組について。

３年を超えるコロナ禍を経て、我が国でも健康に関する意識がさらに高まっているものと思います。長い間制限されていた生活形態により、外出する機会が減り、運動不足や食生活等の乱れ、生活環境の変化によるストレスの蓄積などの恐れがあると言われています。これらの生活習慣の乱れやストレスから、特に高齢者の方々には筋力低下による転倒や骨折、糖尿病や高血圧などの持病の悪化など二次的な健康被害も心配されています。

「現在の健康づくりの取組と今後の施策について」と題する厚生労働省健康局の資料によると、健康日本21（第二次）の概要として、健康の増進に関する基本的な方向の一つに、栄養、食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善があります。市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、市町村

健康増進計画を定めるとあります。

本町では、この方針に準じて、第２期健康しばた21（平成25年度から令和６年度）を策定し、基本方針として健康寿命の延伸及び生活の質の向上を掲げ、栄養・食生活や身体活動・運動などの８つの取組分野を設定し、健康づくり関連する施策を推進しています。

私は、今年の健康づくりへの取組のため、５月にしばた健康づくりポイントシート、７月には、令和５年度版健康１カ月チャレンジ記録シートを入手しました。自分の健康は自分で守ることを意識し、身近なところから始めることで、健康につなげればと思っています。このような取組は、町民の方々も関心が高いと思われます。現在、取り組んでおります健康１カ月チャレンジの実施状況について伺います。

１）健康１カ月チャレンジは今年からの企画であり、町民の方に広く周知する必要があると思います。この企画の周知はどのような方法で行ったのでしょうか。

２）チャレンジシートは、健康推進課窓口及び各生涯学習センターで希望者に渡しているようですが、何枚渡したのか把握しているのでしょうか。また、健康１カ月チャレンジへの参加者はどのくらいを想定しているのですか。

３）１項目のチャレンジ成功で、しばた健康づくりポイントが１ポイント得られますが、５回のチャレンジ成功による記念品との交換はどの程度を想定していますか。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

〔町長　滝口　茂君　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　加藤滋議員、１点でございます。

１点目。

「健康１か月チャレンジ」はしばた健康づくりポイント事業の対象事業の１つで、令和４年度から実施しています。内容は、運動や食事など決められた８種目の中から、自分に合った１つを選び、１か月間継続して健康づくりに取り組み、24日以上実践できたら、「しばた健康づくりポイント」を付与するものです。７月から１月まで最大で５回チャレンジできます。また、５回チャレンジを達成できれば、「しばた健康づくりポイント」として５ポイント付与されますので、記念品と交換できます。

周知につきましてはお知らせ版や町ホームページ、ＫＨＢテレビ回覧への掲載、登録者向けの町公式ＬＩＮＥやメール配信、健康推進課の窓口や検診会場、各生涯学習センター、町内郵便局、柴田町観光物産交流館「さくらの里」、太陽の村などで記録シートの設置や配布を行っ

ています。引き続き、広報や町公式ＬＩＮＥ、検診会場等で周知してまいります。

２点目と３点目は一括でお答えをいたします。

チャレンジシートの正確な配布枚数を把握しておりませんが、健康推進課の窓口や各生涯学習センターでは、６月中旬から配布を開始しており、現時点で在庫枚数からすると170枚以上を住民の方がお持ちになったと推測しております。また、チャレンジシートは町ホームページから自由にダウンロードすることができるようになっており、６月中旬に掲載を開始してから、８月30日現在で400件以上のアクセスとなっております。

令和４年度の「健康１か月チャレンジ」は101人の方に参加いただき、うち44人の方が５回チャレンジに成功しております。しばた健康づくりポイント事業の記念品の交換申請が10ポイントから可能だったものが、令和５年度からは５ポイントでも交換できるようになったことや、しばた健康づくりポイント事業への事前参加申込みが不要になったことなど勘案し、「健康１か月チャレンジ」の参加者は、前年度から15％増の115人程度の参加人数で、うち５回のチャレンジ成功者は50人程度を想定しています。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　加藤滋君、再質問ありますか。どうぞ。

○６番（加藤　滋君）　最初に、私は今年からの企画かなと、このチャレンジ１か月と思ったんですが、実は去年からやっていたということで、私の見落としかも分かりませんが、去年はどのような周知をされたんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　昨年も昨年度の健康１か月チャレンジは９月から始まりまして、その前に今年度同様、お知らせ版とＬＩＮＥやメール等でお知らせをしておったところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○６番（加藤　滋君）　私の完全な見落としですね。分かりました。答弁書にもあったんですが、周知については、いろんなことをできる限りのことをやっていると。その中で特に、メール配信サービス、それからＬＩＮＥでの周知ということで、現在の登録者数ですかね。３年度では、メール配信サービスは約3,800件。ＬＩＮＥの登録が2,500件と思っているんですが、４年度の最終的な数字、お分かりでしたらお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　お答えしたいと思います。まず、ＬＩＮＥについてです

が2,835、これ令和５年の４月現在になります、４月１日現在になるかと思います。2,835でございます。それからメール配信につきましては、同じく、令和５年４月で3,809となってございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○６番（加藤　滋君）　ＬＩＮＥのほうは約300件ちょっとぐらいですか、増えているんですけれども、メール配信サービスは、そんなに増えていないと。メール配信とＬＩＮＥでの周知は、今年については、何回配信したんですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　メールとＬＩＮＥ配信は６月の１回ということなっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○健康推進課長（佐藤正人君）　６月15日だったですかね。それは私も確認しております。こういった企画の周知としては、この１回だけでは足りないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　今年度の健康１か月チャレンジはチャレンジ開始期間４月からということで始まっておりますので、今後、早い方であれば８月、９月に提出がある方もいるかとは思ったんですけれども、まだいらっしゃらないというところで、再度ＬＩＮＥやメール等で健康推進課のほうで周知することを考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○６番（加藤　滋君）　健康１か月チャレンジは、開始は７月、提出は８月以降ということですね。随時、周知のためのＬＩＮＥとかメール配信をやっていくということですね。それ先ほど令和５年４月段階でＬＩＮＥが2,835件、メール配信が3,809件と伺ったんですが、どうでしょう。この数字は、何といいますか、想定内といいますか、このぐらいで登録者がいればいいとお思いでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　全体的な登録者数になりまして、まずメールに関しましては、やはりＬＩＮＥをかなりお使いになられる方が増えているというような認識を持っておりますので、メールのほうはそれほど伸びてはこないんだろうなというふうな考えでおります。

それから、ＬＩＮＥのほうの人数の増え方になるんですけれども、ＬＩＮＥで以前、保育所関係のお知らせなんかをＬＩＮＥに載せていた経緯があるんですけれども、ＬＩＮＥはまた別

なアプリのほうに登録されていらっしゃる方が、ＬＩＮＥから別なアプリのほうに移行されたということの情報がありますので、ＬＩＮＥの伸びというか、これもある程度、この辺の数字ということは想定内の数字となっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○６番（加藤　滋君）　やっぱりこういった貴重な情報ツールですので、増やしていく努力が必要かなと思うんです。町の人口が約３万7,000人として、上と下っていいますか、カットしてもざらっと２万人くらい。根拠はありませんけれども、その半分くらい欲しいななんていう気もしていたんですが、ただ世帯数で約１万6,000。高齢者もいればメール、スマホ、携帯電話お持ちじゃない方もいらっしゃいますので約１万世帯の中で、これも根拠はありませんけれども、私の数字ですけれども、半分の5,000件ぐらいを目指していかれたらどうかなというふうに思っているんですが、その辺の取組はどうでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　町のＤＸ推進計画のほうにも、デジタルデバイドの対策ということでスマートフォン教室、今高齢者の方を対象にした教室のほう、今年度、去年も行っておりますし今年度も開催することになってございます。その中で昨年度実施してきた中を見ますと、町のＬＩＮＥへの登録というのを、必ず講習会の中に入れてございましたので、スマートフォンの所持率も多分、2026年、３Ｇの携帯、二つ折りの携帯が使えなくなるということで、スマートフォンにどんどん移行していくということが考えられますので、そういったところでは、ＬＩＮＥのほう、これから伸びていくのではないかなというふうに見ております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○６番（加藤　滋君）　私、ＬＩＮＥ登録の前からのメール配信サービスで登録していたので、そちらしかないんですけれども、役場の職員の方々、皆さん登録はされているんじゃないかなと思うんですが、特に、執行部の皆さん方は、当然ながら、メール配信サービスやらＬＩＮＥの登録はされているんでしょうか。されている方、ちょっと参考までに挙手をお願いします。ほとんどの方が登録されていると。大宮課長、よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　加藤議員。今のはちょっとお控えいただければと思います。

○６番（加藤　滋君）　そうですか。失礼いたしました。

いずれにしろ、町内にお住まいになられる執行部の方々が推進役となって、こういうのが情報あるんだと、こういう情報取れるんだということで広めていただきたいなというふうに思います。それからチャレンジシート、これです。チャレンジシート。私、槻木生涯学習センター

からいただきました。何枚くらい渡したって、大体170枚ぐらいっていうご答弁をいただきました。これは、在庫枚数から、大体計算したということでよろしいんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　町長答弁のとおり、確実な枚数、配布枚数というのは把握しておりませんで、各生涯学習センターの残枚数から、あと健康推進課の窓口からの残枚数から推測しております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○６番（加藤　滋君）　各生涯学習センターには何枚をお配りしたんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　当初、３つの学習センター、それぞれ30枚を配置をお願いしたところ、船岡学センにつきましてはなくなって、自前で印刷をしていただいて対応していただいたと。それから、槻木学センさんは、ゼロになりましたので追加で30枚送ったりとかをしております。また、健康推進課の窓口には500枚を置いておりました。すみません。健康推進課の窓口にも置いておりまして、そちらの残枚数も含めまして、今の配布枚数を推測しているということでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○６番（加藤　滋君）　参加者の件なんですが、令和４年度の健康１か月チャレンジには101人の方に参加いただき、44人の方が５回チャレンジに成功しているというふうなご答弁をいただきました。去年101人だから今年はどうかなという気はするんですが、随時、周知も図っていくということなので、今年は何人ぐらいの参加の目標でおられるんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　実人数で昨年度はそちらの人数となっておりまして、今年度、健康推進課のほうで予定というか、想定しているのは15％ぐらい増えて115人程度ということを考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○６番（加藤　滋君）　115人という目標はちょっと少ないような気もするんですが、健康づくりポイント事業、今年からこういうＡ４の用紙になったんですが、４年度の参加者は、こっちの健康づくりポイントを527人ということで、交換の申請者は302人でしたという実績報告の数字を取ったんですが、これぐらいは何とかなりませんか。いかがですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　この健康１か月チャレンジというのは、今、議員おっしゃったとおり、健康づくりポイント事業の一つであります。ですので、健康１か月チャレンジに特化した参加者数としてはこのくらい、115人ということを考えているというところでございました。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○６番（加藤　滋君）　これの一環だってことはこっちに参加している方が、皆さんこっちもやってくれたらば、一番いいんですよね。どうですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　健康１か月チャレンジは、健康づくりポイントシート事業の健康づくりポイント事業の一つであります。当然、50くらいの健康づくりポイント事業がございまして、そのうちの一つなんですが、健康寿命延伸のための健康１か月チャレンジもぜひ、チャレンジしていただきたいというふうに、健康推進課では考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○６番（加藤　滋君）　私もいただきまして８月からスタートしました。皆さんにお聞きしたいんですが、執行部の皆さんはこれはお持ちでしょうか。持っている方は……。

○議長（髙橋たい子君）　加藤議員。さっきも申し上げました。そのお一人お一人のやつはおやめください。

○６番（加藤　滋君）　そうですか。皆さんにお聞きした場合でもだめですか。分かりました。それで私は、１回目は、ハにチャレンジしました。２回目は、現在イの測定にチャレンジしております。これ思ったんですが、１か月１か月やって５回までやると５か月もかかっちゃうんです。内容を見ると、例えば毎食後歯磨きをするとか、１日１回体重または血圧を測る、食事関係でいえば減塩する、水分の補給は水かお茶無糖のものにする。就寝前２時間以内は食事、間食をしない。朝昼夕、毎食野菜を食べる、こういうチャレンジの分野が目標なんですが、極端なことを言えば、結構日常的なものなので、１か月に５つのチャレンジ、全部できそうなんですが、その辺の見解はいかがですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　今、加藤議員おっしゃったように、チャレンジは５回までというふうになっておりますけれども、それぞれ１か月１か月終わってからということではなくて、今日常的なことがいっぱい入っておりますので、１回に５回チャレンジする方もいらっしゃると思います。そういう方も健康１か月チャレンジの対象としておりますので、１か月終わって

から待って次ということではないということでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○６番（加藤　滋君）　そうなんですね。私はちょっと、生真面目なものだから１か月ごとに続けていかなくちゃないのかなと思ったんですが、私のように、そういうふうに勘違いしている方もいらっしゃると思いますので、その辺もちょっと周知をお願いしたいなと思います。

　これ、非常にいい企画なので進めていただきたいんですが、結局はどのように周知して、何人の方に参加してもらうかに尽きるんだと思うんです。いろんな手法を取って周知はされているようなんですが、健康推進課の窓口ですとか、各生涯学習センターに取りに来てくださいだけだと、なかなか増えないのが現実じゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　加藤議員おっしゃるとおり、実は私も健康１か月チャレンジ、健康推進課に来てやっていたところがあったんですが、ちょっと勘違いをして、体重測定と血圧計、一緒じゃないと駄目なのかなと思ったらよく見たら、体重だけ量っていれば該当になったんだなというような、そこまでちゃんとした理解も進んでないところもあったので、今後の周知には今までＬＩＮＥ、メール、お知らせ版等でありましたが、今の、なかなか取りに来る方が大変だということもあります。ホームページのほうで出せるということとか、それからこれからチラシの配布等につきまして課内のほうで検討していきまして、どのような方法で住民の方に一番知らせる方法あるかなというのを検討したいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○６番（加藤　滋君）　周知方法はいろいろあるんでしょうけれども、できるだけやっていただいて、一つ町では健康柴田サポーターを養成していますね。３年度で13人養成していて、４年度ではないんですけれども、４年度は育成研修として15人受講しているというふうにありました。この健康柴田サポーターの役割っていいますか、活動はどういうことをやっているんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　その名のとおり、町民の健康づくりのために、例えば、町で健康推進課のほうで、健康に関する講座等を開いた場合とかのお手伝いとか、そういうのをいただいております。

　そして先ほどちょっと言い忘れました。課内のほうで周知の関係だったんですが、今、健康サポーターのお話いただいたので、健康柴田サポーターとか、食生活改善推進員さんなどに、

地域住民への事業参加とかの声がけ等も検討しているところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○６番（加藤　滋君）　そうですね。健康柴田サポーターの方は、体測定会などの保健事業にご協力いただいているというふうに思ったんですが、今のご答弁をいただきまして、周知のほうにも、いわゆる声かけ、それもやっているんだということで、そこはちょっとぜひ強くお願いしたいところですね。以前、先進地視察で経験したんですが、健康ポイント事業進めているところに行ったときに、この参加者を増やすのにはやっぱり口コミ、声かけが必要、効果があるんだということを聞いたものですから、健康柴田サポーターの方々には、それをこのチャレンジシートを持っていただいて、知っているところとか友人、知人とか、あとは町なかでやっている何かイベントとか、場合によってはフットパスの参加者とか、そういった方々に声がけしてアプローチしていただければいいかなと思うんですが、その辺はどう思いますか、課長は。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　今、加藤議員おっしゃったように、健康柴田サポーター、食生活改善推進員などいろいろ各種検診とかにお手伝いいただいたりしておりますので、そちらの方ご協力いただきまして、こちらの健康１か月チャレンジ、健康づくりポイント事業等のチラシの配布等の周知にご協力いただきたいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○６番（加藤　滋君）　それからこの間、メールが来たんですが、９月は健康増進普及月間ということなんです。内容といいますか、この普及月間は、特に何をやるんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　すみません。ちょっと今手持ちの資料がちょっとありませんので、ちょっとお待ちください、すみません。

○議長（髙橋たい子君）　後ほど答弁ということでよろしいですか、加藤議員、よろしいですか。

○６番（加藤　滋君）　もうこれで終わろうかなと思ったんですけれども。

○議長（髙橋たい子君）　じゃあ待ってましょう。待ってましょう。

暫時休憩いたします。

午後２時４６分　　休　憩

午後２時４９分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　**再開いたします。**

先ほどの、健康増進普及月間の質問に対しての答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　失礼いたしました。生活習慣病の特性や運動、食事、禁煙など、個人の生活習慣病の改善の重要性について、国民一人一人理解を深め、さらにその健康づくりの実践を促進するため、１か月間を健康増進月間と定めて啓発普及活動を全国的に行うというようなことでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ございますか。どうぞ。

○６番（加藤　滋君）　全国的に行うんですか。それを町も一緒に乗っかってやるということなんでしょうか。確認します。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　まさに今、健康推進課のほうでも、この期間に限ってではないんですが、生活習慣病の予防とか、そういう健康づくりを行っておりますので、さらにこの間の期間を注視して、事業を行ってまいりたいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○６番（加藤　滋君）　せっかく普及月間なので、健康１か月チャレンジについても強く周知をお願いしたいなというふうに思います。繰り返しになりますけれども、非常にこれ、いい企画だと思いますので、ぜひとも参加者を増やしていただいて、町民の方々の健康づくりにさらに推進できるように頑張っていただきたいなと、そのように取組をお願いしたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（髙橋たい子君）　これにて、６番加藤滋君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前９時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後２時５２分　　散　会

上記会議の経過は、事務局長大山　薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和５年９月５日

議　　長　　髙　橋　たい子

署名議員　１６番　白　内　恵美子

署名議員　１７番　平　間　奈緒美